

衆議院 国 土 交 通 委 員 会 議 録 第 九 号

令和二年四月十五日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 土井 亨君

理事 小里 泰弘君 理事 金子 恭之君

理事 工藤 彰三君 理事 根本 幸典君

理事 三ツ矢憲生君 理事 小宮山泰子君

理事 福田 昭夫君 理事 岡本 三成君

理事 秋本 真利君 理事 小田原 潔君

大塚 高司君 大西 英男君

鬼木 誠君 門 博文君

神谷 昇君 小林 茂樹君

古賀 篤君 佐々木 紀君

繁本 護君 田所 嘉徳君

田中 英之君 谷川 とむ君

土屋 品子君 中村 裕之君

長坂 康正君 堀井 学君

三谷 英弘君 宮内 秀樹君

築 和生君 山本 拓君

浅野 哲君 荒井 聰君

伊藤 俊輔君 後藤 祐一君

西岡 秀子君 広田 一君

古川 元久君 馬淵 澄夫君

道下 大樹君 矢上 雅義君

谷田川 元君 伊藤 涉君

北側 一雄君 高橋千鶴子君

井上 英孝君

国土交通大臣 赤羽 一嘉君

経済産業副大臣 牧原 秀樹君

国土交通副大臣 青木 一彦君

国土交通大臣政務官 門 博文君

国土交通大臣政務官 佐々木 紀君

国土交通大臣政務官 和田 政宗君

第一類第十号 国土交通委員会議録第九号 令和二年四月十五日

委員の異動
四月十五日

辞任

鳩山 二郎君

西岡 秀子君

馬淵 澄夫君

同日

辞任

補欠選任

繁本 護君

後藤 祐一君

浅野 哲君

補欠選任

政府参考人
(内閣府大臣官房審議官)
村手 聡君

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)
吉田 博史君

政府参考人
(国土交通省大臣官房公共
交通・物流政策審議官)
瓦林 康人君

政府参考人
(国土交通省大臣官房危機
管理・運輸安全政策審議
官)
山上 範芳君

政府参考人
(国土交通省総合政策局長)
蒲生 篤実君

政府参考人
(国土交通省道路局長)
池田 豊人君

政府参考人
(国土交通省住宅局長)
眞鍋 純君

政府参考人
(国土交通省鉄道局長)
水嶋 智君

政府参考人
(国土交通省自動車局長)
一見 勝之君

政府参考人
(国土交通省航空局長)
和田 浩一君

政府参考人
(観光庁長官)
田端 浩君

政府参考人
(気象庁長官)
関田 康雄君

参考人
(独立行政法人都市再生機
構理事)
里見 晋君

参考人
国土交通委員会専門員
宮岡 宏信君

繁本 護君 鳩山 二郎君
浅野 哲君 馬淵 澄夫君
後藤 祐一君 西岡 秀子君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出第
一五号)

国土交通行政の基本施策に関する件

○土井委員長 これより会議を開きます。

国土交通行政の基本施策に関する件について調
査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、参考人として独立行政
法人都市再生機構理事里見晋君の出席を求め、意
見を聴取することとし、また、政府参考人として

国土交通省大臣官房公共交通・物流政策審議官瓦
林康人君、大臣官房危機管理・運輸安全政策審議

官山上範芳君、総合政策局長蒲生篤実君、道路局
長池田豊人君、住宅局長眞鍋純君、鉄道局長水嶋

智君、自動車局長一見勝之君、航空局長和田浩一
君、観光庁長官田端浩君、気象庁長官関田康雄

君、内閣府大臣官房審議官村手聡君及び総務省大
臣官房審議官吉田博史君の出席を求め、説明を聴

取いたしたいと存じますが、御異議ございません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○土井委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○土井委員長 質疑の申出がありますので、順次
これを許します。広田一君。

○広田委員 どうもおはようございます。立国社
の広田でございます。

どうかよろしくお願いを申し上げます。

まずもって、今般の新型コロナウイルスで亡く
なられた皆様方に心から哀悼の意を表します。ま
た、感染された方々には心よりお見舞いを申し上
げますとともに、現在、新型コロナウイルスと闘っ
ている全ての皆様方に心より敬意と感謝を申し上げ
る次第でございます。国土交通省におかれまして
も、赤羽大臣を先頭にしまして、日々御尽力をく
ださっております。国民の一人として、これまた
心から御礼を申し上げます。

それでは、まず、新型コロナウイルス経済対策
についてお伺いをいたします。

最新の日銀の短観を見てもわかりますけれど
も、今回の新型コロナウイルスで特に甚大な影響
を受けているのは、ホテルや旅館、飲食などのい
わゆる観光関連、そして鉄道、バス、タクシー、
航空などの公共交通関係でございます。つまり、
国土交通省が所管、関係する事業者が最も影響を
受けているわけでございます。

それぞれに共通しておりますのは、装置産業で
あるということ、そしてまた、労働集約型の産業
であり、いわゆる固定経費というものが非常に大
きいということでございます。つまりは、もうかつ
ていなくても出ていくものは出ていく、観光関
連、公共交通関係の事業者の皆さんにお話を聞くと、
雇用はしっかり守りながらも、それでもやはり
一円でも固定経費を削減したい、このように訴
えております。このことを踏まえて、以下質問を
したいと思っております。

まず、ホテル、旅館業についてでございます
が、先般、高知県のホテル生活衛生同業組合の調
査によりますと、宿泊人数は、一月、二月はほぼ
前年並みだったわけでございますけれども、観光

のピークとなるゴールデンウィークを含む三、四、五、宿泊者と予約人数は、前年同月比でわずかに七・五から一九・一％と低迷をいたしております。収益のもう一つの柱である宴会人数も、六・五から一七・三％まで落ち込んでいるのが現状です。

先日の当委員会におきましても、予約が七〇％以上減少した施設が四月は七割まで増加する見込みとの答弁がございました。まさに底が見えない経営危機に直面し、早晚、運転資金が枯渇することとは火を見るより明らかであり、休業はもろんなんですけれども、廃業とか倒産が現実味を帯びている、そういった悲痛な叫びが現場から出てくるところでございます。これは、地方のホテル、旅館業に共通する実態であります。

ホテル、旅館業というのは宿泊単価の利益率、これで稼いでいるので、宿泊が激減すると資金繰りが一挙に厳しくなってしまう。また、ホテル、旅館業は生活産業でもありまして、裾野が広く、仕入れ先なども多種多様で、よって、取引先も大きなダメージを受けているわけでありまして、特に製造業の弱い地方の地域経済における悪影響ははかり知れません。

有馬温泉が御地元でございます赤羽大臣におかれましては、この旅館、ホテル業の危機的な状況については直接お聞きになっていると思いますし、実際、これまでの国会答弁を見させていただいても、例えば、現場の皆さんに意味のある支援を打っていかねければならないとか、セーフティネット貸付けを受けても借金がふえるだけで、そうしたことを乗り越えるもう一段の支援という声も聞いているとか、逸失利益をどうすべきかというふうなことにしても問題意識を強く持たれているというふうにご理解するところでございます。

こういった中で、今政府の方では緊急経済対策を講じておるわけでございますけれども、この無利子無担保の貸付けであるとか、そして税、社会保険料の猶予、そしてまた、今般の緊急経済対策

にある、事業継続に困っている中小・小規模事業者への最大二百萬円の支援、こういった支援策だけで、これからこの状況であと数カ月続とした上で、今のこの状況で中小の旅館、ホテル事業者の皆さんは乗り越えることができるんだろうか。このことについての赤羽大臣の率直な御所見をお伺いしたいと思います。

○赤羽国務大臣 まず、広田委員におかれましては、御地元の観光業界の皆さんの生の声をお届けいただきましてことを心から感謝を申し上げたいと思います。

今言われたとおりの、私もほとんど同じ認識というか、全国各地の観光関係者から聞いているお話も、そのとおりだと思えます。

言われたとおり、観光関連業界は大変裾野の広い業界でありまして、旅行業、宿泊業のみならず、関連の、貸切りバスですとかハイヤー、タクシー、レンタカー、フェリー、鉄道、また御地元では飲食業も、またお土産物の小売店等々、観光地域であればあるほど、観光がやられると、地域経済そのものが大変な厳しい状況になっている。私は何回も繰り返しておりますが、大原則としては、とにかく早期に収束をする。こういった状況が長引けば長引くほど大変な状況になるということでありまして、とにかく、正常に戻せるように最大努力をする、これは政府を挙げての方針でございます。

加えて、この間、やはり廃業に追い込まれないように、事業の継続と雇用の確保が続けられるように、これは私も国交省の所管ではありませんけれども、政府の一員として、雇用調整助成金ですとか資金繰りの支援ですとか、私答弁したように、資金繰りの支援といったも現実には個別に審査が入りますので、新しく貸付けを借りられるよりは、これまでの固定資産税ですとかそうした税金の減免とか猶予とか、あとはNHKの、公共料金も旅館なんかは大変な料金になりますので、こうしたことも減免、猶予を講じてほしいというふうなお話も伺っております。

また他方で、結構大型の旅館も多いので、貸付けの、この前ちょっと聞いたんですけれども、一億円の上限ですと、それだとなかなか、焼け石に水というのはちょっと表現があれですけれども、もう少し額を大きくしてくれないとやはり回っていかない、装置産業なものですからということ、そうした声も聞いておりまして、さまざまな対策をとらなければいけないということが一つあります。

長期化すればするほどこれは苦しくなっていくので、このことについて、本当によく状況を見きわめながら、ちょっと一般論的な言い方になって恐縮ですけれども、適時適切な、観光業の皆さんにとつて一番意味のある対策を、支援策を講じていかなければいけない、これが大原則だと思っております。

その中に、今申し上げました当面のこの後には、この収束ができればという環境が落ちつけば、V字回復を目指しての大変大きな観光需要の喚起の対策も準備をしているところでございます。

こうしたことというのは、もう業界の皆さんにとつては、ある意味では、それがあるから当面頑張ろう、そのときまで一緒に官民挙げて頑張ろうというのがいたっている声でございます。その現場の皆さんが頑張ろうと言ってくれていただいている声が続けられるようにしっかりとした間断のない支援策を講じていかなければいけない、こう思っておりますので、また引き続き、さまざまな現場の皆さんからのお声を御指導いただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思っております。

○広田委員 確かに大臣の方から示された見解、また認識は本当に共有するところでございます。

ただ、そういったときにいわゆるグー・トゥー・キャンペーン事業があるので、そこを目標して頑張っている、そういうふうな事業者がいるかもしれない、しかし、地方の大多数の中小零細の旅館、ホテル業の皆さんは、果たして

そこまで自分たちの事業がもつのかどうか、それまでに何か倒れてしまふんじゃないか、そういった状況の中で今コロナウイルスと聞いているのが私は実情だというふうに思えます。

だから、そういう意味では、今は確かにグー・トゥー・キャンペーンをやるために一兆六千七百九十四億円、これを計上するのはいかにがなか、これはちょっと後でまた議論ができればと思うんですけれども、その前にやはり今は止血することが喫緊の課題ではないかなというふうに考えます。

つまりは、融資より助成、猶予より減免、こういったことが必要だというふうに考えますけれども、赤羽大臣自身、やはり旅館、ホテル業者の皆さんが今政治に一体一番何を求めていると感じられているんでしょうか。

○赤羽国務大臣 止血が大事だということは私もよく理解しているつもりです。

ただ、随分現場の皆さんとヒアリングを重ねておりますが、その中で、この観光業界、特に宿泊業界の皆さんでは、逸失利益に対して補填をしてくれという声は余り出ていないんです、私が直接聞いている話は。そうしたことよりも、私わなればいけない公租公課の減免ですとか、さっき言った、公共料金をとめてもらいたい、そして、その間何とか頑張るから、雇用調整助成金もつと迅速化して簡便化してほしいというような声ももちろん聞きました。

ただ、多分恐らく、いろいろな方がいらつしやると思いますが、今回、中小企業の特続化、持続補助金として上限二百萬円が出る、これは大変ありがたいという思いを持たれている方もたくさんいらつしやると思いますが、多分、私が聞いているヒアリングの中では、これは私の意見じゃなくて、観光業界、宿泊業界の皆さんからは、なかなかそうした補償自体というのは難しいんじゃないかということなので、そうしたことについて案外声が出ていなかったというのも事実なんです。ただ、こうした期間が長引けば長引くほどやは

り状況が、何とか維持ができるかというのは、それはまた状況というのは随分大きく変わると思いますが、それはもう頭から否定するわけじゃありませんので、しっかりと業界の皆さんからの、現場のヒアリングをさせていただいて、もちろん大手とか大型のところだけじゃなくて地方の中小の皆さんからの声もすっかりこういう国会の場で審議を通して聞かせていただきたいながら、適時適切に対応していかねばいけない、こう考えておるところでございます。

○広田委員 大臣、このところが大臣と自分と認識が異なるところになってしまっているんですが、やはり高知なんかの中小の旅館、ホテル業の皆さんとお話をする、今何とかやはり止血をしてほしい、そのためには、例えば、ここの各月の実績と前年同月の実績の差額、非常に固定経費がかかるのがホテル業界ですので、その六五％を助成するなど、国、県、市町村で経営維持助成金を創設してほしい、そういった声があるんですよ。例えば、市町村については、今度臨時に出る交付金、そういったものを活用しながら、国との支援策で何とか助成制度をつくってほしい、今、安倍政権は補償、補償という言葉については非常に敏感ではございますが、これをどう言うかは別にして、やはり何らかの形で助成金制度を創設するということが今は求められているというふうに思っています。

ゴー・トゥー・キャンペーンのお話を先ほどしましたけれども、これは一兆六千七百九十四億円で、そのうちゴー・トゥー・トラベルが約一兆三千億円も占めるんです。

私ごとで恐縮なんですけれども、自分の実家も高知県の土佐清水市でかつてホテル業をやっておりますので、御縁あって、昭和の天皇陛下とか、あと平成の天皇陛下も皇太子時代に泊まっていたこともあります。その影響もあって、私自身もサラリーマン時代は観光産業の方に勤めさせてもらったんです。その意味では、観光の魅力であるとか、同時にホテル経営の厳しさ、難しさとい

うのは人よりは理解をしているつもりでございます。

ですから、ゴー・トゥー・キャンペーンのゴー・トゥー・トラベル事業、これは大賛成なんです。ぜひやってもいいと思います。一人一泊当たり二万円というふうなことでありますけれども、できたらもうとふやしてほしい、そんな思いも持っている一人なんです。ただ、それは本当は、二次補正とか三次補正とか、収束が目に見えてからでも十分間に合う事業じゃないかなというふうに考えます。

今ここで一兆三千億円という財源があるんだと、それをホテル、宿泊業に支援するというお考えがあるんだと、今やらなければならぬのは、まさしく本当に来月どうなるかわからないの、思いながらも雇用を守ろうとして歯を食いしばっている、頑張っている旅行、ホテル事業者の皆さんに対して助成という形で支援をしていく、そのための財源を確保していくというのがやはり優先順位、緊急性が高いんじゃないかなというふうに考えますけれども、赤羽大臣、いかがでしょうか。

○赤羽国務大臣 ゴー・トゥー・トラベルの時期がどうなるかというのは大変難しい問題だというふうに認識をしておりますが、これはこれで、しっかりとしたV字回復で、政策としては出しておくべきだと思います。

そのほかに、今言われているのは、それとはちょっと別で、限られた財源で、もうこれしかないからどうするかという話ではなくて、私が思っているのは、こうした状況が長引けば長引くほどいゆるさまざまな支援策が必要になるというの、委員のおっしゃられているとおりだと思います。そういうことも別に否定せずに、状況を見ながら、さまざまな状況に対応しなければいけないと思います。

これは地方によっても随分違うと思いますから、地方において、ちょっと私はその交付金の所管ではないので勝手なことは言えませんが

も、いわゆるこうした特殊な感染症の状況下、大災害みたいなときと一緒だと思いますので、さまざまな特別措置的な対策が講じられるというのは否定されるものではないと思っております。

○広田委員 ぜひ、地方の中小の旅館、ホテル業の皆さんは、今は助成をしていただきたい、経営維持のための助成をしていただきたい、そういう声が切なる声だということを御理解をさせていただければと思いますし、この件については引き続き求めていきたいというふうに思います。

そして、次は、先ほど赤羽大臣の方からお話があったNHKの受信料の減免についてなんですけれども、これは、先ほど申し上げたとおり、旅館、ホテルの固定経費の削減の観点からお伺いをしたいというふうに思います。

特に部屋数の多い宿泊施設であればあるほど、現在、客室でテレビを見る人がいない状況にもかかわらず、受信料という負担だけが重くのしかかっているわけでありまして、これについては、三月三十日、高市総務大臣からNHKの前田会長に要望があったというふうに承知をしております、前田会長の方からは前向きに検討をするというふうな意向が示されていると理解をしております。

無論、免除の条件とか要件、そして規模などを検討するのには時間を要することは理解ができますけれども、やはりこれもスピード感が大事であろうというふうに考えます。いつまでにNHKから要請に対する回答が来ると考えているのか、この点について総務省にお伺いをいたします。

○吉田政府参考人 お答えいたします。委員御指摘のとおり、総務省としては三月三十日にNHKの受信料の負担の軽減につきましてNHKに検討をお願いし、NHKとしても前向きに検討するというふうに承知しております。

受信料の負担軽減の具体的内容について、現在NHKにおいて検討中でございます。いつまでということがまだ明らかにはなっておりませんが、当然迅速にやっていくことは大切なこととでございますので、NHKにおいても迅速に検

討していただきたいと思っておりますし、私どもとしても、放送法に基づく認可が必要な事項でございますが、そういう手続等は迅速に行いたいと考えております。

なお、その受信料につきまして、現在、NHKの運用におきまして、延滞利息は支払い期限から四カ月発生しないことになっております。その間、直ちに負担が生じるというものではないという状況になっております。

ただ、いずれにしろ、NHKにおいて迅速に検討いただきたいと考えております。

○広田委員 確認なんですけれども、このNHKの受信料については減免ということで検討されているのかということ、迅速にということなんです、これは四月を超えることは私はまさかないというふうに思いますけれども、今月中には回答を得ることができ、そういう認識でよろしいでしょうか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

NHKに対しては、大臣の方から、旅館、ホテルを始めとする中小事業者に対する受信料負担の軽減について検討することを要請しているところでございます。

二点目につきまして、時期については、NHKにおいて現在検討中でございます。私どもとして確約することはできませんが、そのような御指摘があったことはNHKに伝えたいと考えております。

○広田委員 ぜひともよろしくお願いをいたします。

前田会長自身は減免という言葉を使われておりますので、しっかりとその辺も確認しながら、ぜひともNHK側に早い回答をしていただきますように要請をさせていただきます。よろしく申し上げます。

次に、バス事業についてお伺いをいたします。これも高知県のバス協会の調査によりますと、会員十社で一般路線バスのことし三月の対前年同月比の輸送人員の実績は三六％減、会員四社の高

速バスについては四三％減、そして、会員二十一社の貸切りバスについては五月以降のキャンセルが三百二十六件と、これは大幅にふえております。

先日の当委員会でも、貸切りバスの運行収入が七〇％以上減少と回答した施設が三月以降は約八割に急増する見込みと答弁しております。バス事業者の方からは、資金繰りの支援、雇用維持の支援、感染予防対策、運送収入の減収分についての新たな助成制度の創設が要望されているところで

す。その中の要望の一つに、路線バスの影響配慮があります。地方における路線バスというのは、通勤、通学、通院、買物などの住民にとってはなくてはならない足でございます、公共交通でございます。

一方、特に地方においては、今、少子高齢、人口減少で年々利用者が少なくなっている厳しい状況であります。そんな中、公共交通機関としての使命を果たすために、地方のバス事業者は路線バスの自社の赤字分については高速バスと貸切りバスの利益で補填している、こういうのが現状でございます。

しかしながら、先ほど紹介したように、今、稼ぎ頭であった高速と貸切りバスの需要が激減する中で、この生活路線である路線バス事業を継続することが困難な状況に追い込まれているわけであり

ます。これについては、現在、国としては、地域公共交通確保維持事業を通じて、地域特性に合って、この生活交通ネットワークを維持するために御支援をくださっているわけであり。この中では、経常赤字が見込まれる地域をまたぐ路線、これは地域間幹線系統というんですけれども、補助率二分の一で補助をしているわけでございますが、これで問題なのが、補助要件の一つに、輸送量が一日五十人から百五十人が見込まれること、これが補助要件になっているわけであり。これは、新型コロナウイルスの影響で四割近くお客様が

減少する中で、補助要件を満たさない路線が今後続出してくる懸念があるわけであり。これが国庫補助路線から外れると、市町村単独路線が自主運行路線になってしまうと、結果として、バス事業者にとってはこれは死活問題になるわけでございます。

こういったことを考えたときに、地域公共交通確保維持事業の補助金算定に影響を及ぼさないように、何らかのやはり激変緩和措置を講ずるべきというふうに考えますけれども、御所見をお伺いいたします。

○一見政府参考人 お答え申し上げます。御指摘いただきましたように、貸切りバスも乗り合いバスも非常に厳しい経営状況でございます。特に乗り合いバスは、地域の公共交通として、御指摘いただいたように、通院や通学、買物などの住民の移動を支える重要な交通機関でございます。

地域間幹線系統補助の算定に関しては、運送収入から計算をされます輸送人員を補助の要件としておるところでございます。新型コロナウイルスの影響による減少は対応が非常に困難な、不可避のものであるということも考えまして、このウイイルスの影響、ウイイルスによる利用者の減少、この影響を除外するように検討することとしておるところでございます。いずれにしても、困難ともいえるべき困難な状況の中、地域の交通を守るために全力を挙げてまいります。

○広田委員 ぜひよろしくお願いいたします。最後に、この関係なんですけれども、一方で、コロナ対策の支援策として、乗り合いバスの運行計画の変更届の柔軟な対応というのがあります。これはスムーズな減便をするのが主たる目的だと思っておりますけれども、一方で、利用者の立場に立ったら、今外出の自粛要請があるといえ、特にこの国庫補助路線についてはやはり極端な減便というのは私は慎重であるべきと考えますけれども、この点についての御所見を最後にお伺いしたいと思います。

○一見政府参考人 御指摘をいただきました乗り合いバス関係の運行系統の変更でございますが、通常は三十日前の届出ということにしておりますが、今回、外出の自粛あるいは休校などに伴って、急遽ダイヤを変更しなきゃいけないというのもありまして、今は七日前の届出というふうにしております。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、バスの果たすべき役割に鑑みまして、減便というのを固定化をするというのはいかがなものかという考え方もございます。これはなかなかウイイルスとの関係で難しいところがございますが、タイミングを見きわめながら、事業者ともよく調整をしてみたいと思っております。

○土井委員長 次に、浅野哲君。○浅野委員 おはようございます。立国社の浅野哲でございます。

本日はよろしくお願ひ申し上げます。まず冒頭、今回の新型コロナウイルスで亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、現在、闘病中の皆様の一刻も早い御回復をお祈り申し上げます。

また、国土交通行政に日々当たられている皆様、そして、医療関係者、社会のインフラを支えてくださっている方々にも感謝を申し上げ、質疑に入りたいと思います。

本日は、まず最初に特殊車両の通行許可制度について質問させていただきます。その後、ドローン規制というものについても質問をさせていただきます。

まず初めになんですけれども、最近、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、国内の輸送業界、物流業界にも少なからず影響が及んでおります。

最近、四月十四日付の「物流ニッポン」という業界紙を読みますと、物流が減った分野がある一方で、急増している分野があり、かなりこの業界の方々というのが今対応に苦慮されている実

態というのが報じられておりました。少し具体的に申し上げますと、やはり、緊急事態宣言の発令を受けて、その対象となった地域を中心に、商業関係、いわゆるショッピングモールですとかそういうところに対する物量が急減した一方で、御家庭で過ごす方々がふえまして、例えば食料品ですとか生活用の物資といったものに対する輸送需要が急増している。しかも、最近では、外出が怖くてインターネットで購入をして、自宅に直接届けるような、いわゆるインターネット購買というものが急激にふえておりまして、そういった部分では、輸送関係者が非常に効率性を求められている状況にあるというふうに理解をしております。

まず最初に確認させていただきたいんですけれども、この新型コロナウイルスを受けて、国内の輸送業界における輸送力の逼迫状況がどのような現状になっているのか、まずは政府の見解を伺いたいと思います。

○一見政府参考人 お答え申し上げます。

新型コロナウイルスの感染の拡大の影響を受けて、トラック輸送の現況でございますけれども、三月の状況でございます。前年同月比でございますが、国際海上コンテナ輸送でございますが、国内の輸送でございますが、これは三〇％減でございます。例えば給食の輸送、これは六％減、かなり大きな減少が出ております。

他方、先ほど委員御指摘いただきましたように、外出の自粛などに伴いまして、宅配や食料品の輸送については一時的に需要が増加をしております。しかしながら、運送事業者やドライバーの皆さんの御尽力によりまして、物流についてはおおむね平常時と変わらない水準で荷主や消費者のニーズに対応できているところというふうに承知をしております。

○浅野委員 ありがとうございます。

一点だけ確認させていただきたいんですけれども、宅配分野においては、事業者の方々の努力によっておおむね変わらない水準が維持できている

ということなんですが、これは、水準というのが何の水準を指しているのかについて、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○一見政府参考人 つまびらかに申し上げることは難しいでございますけれども、私ども、アンケート調査などもやっておりますし、それから、地方の運輸局の更の下に運輸支局というのがございまして、そこでは相談窓口を、バスに対しても、トラックに対しても、タクシーに対しても設けているところです。そこに対しての御要望の数ということで、それほど大きな混乱が生じているというふうには考えていないところでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

今の答弁ですと、商業を含めた、海外との物流も含めれば三割減なんですけれども、宅配事業についてはおおむね水準を維持しているということなんですが、私がその業界の方々に話を聞いておりますと、特に国内の物資輸送においてはかなりの努力を業界の方々がされている現状だということがわかってまいりました。

そして、きょう議題とさせていただいた特殊車両の通行許可制度なんですけれども、御案内のとおり、特殊車両に関しては、とりわけ大量の物資を一遍に運ぶような大型車両あるいは工事用の車両というものも含まれますけれども、こうした特殊な車両については、通行する際の許可や通行できる時間帯などはかなり制約を受けた状況下にあります。

先ほども申し上げましたけれども、今、感染症の拡大によって本当にいろいろな需要の変化が起きております。輸送業界の方々の繁忙感というのは今極めて高い状況にあるというのが私の実感であります。その一方で、外出自粛の効果もあって、高速道路や主要幹線道路の通行量というのは、現在、通常よりも三割程度減少しているというふうなデータもございます。

そんな中で、国内の物流の円滑化、そして輸送業界の方々の繁忙感の緩和、そしてまた、少し視

点を変えれば働き方改革というのもスタートしております。輸送業界の方々も、今後に向けて、さらなる生産性の向上ですとか、輸送のあり方の変化というのが求められてきている状況にあります。

そういったことを考えれば、今この新型コロナ対策が進んでいる間というのでもございますし、通行可能な時間帯の臨時的拡大措置というものを検討すべきタイミングではないかというふうに感じております。

具体的に申し上げますと、今、特殊車両というのは夜九時から次の日の朝六時までの間で通行することができ、つまり夜間に物を運びなさいということになっておりますけれども、今、通勤時間帯また日中も含めて交通量が減少している状況にあります。しかも、その減少分のおおむねが一般乗用車の減少によるものであって、物流車両というのはそれほど多くは減少していないという状況にございます。

安全面に十分配慮する必要があるにしても、この通行時間帯の臨時的な緩和措置というのを検討する必要があるのではないかとこのように思っておりますけれども、政府の御見解を伺いたいと思っております。

○池田政府参考人 お答えいたします。

一定の重量や寸法を超える特殊車両の通行に当たっては、橋梁の損傷を避けるためですとか交通差点においての対向車との接触を回避するため、当該特殊車両のみ通行させることを条件としている区間がございます。このような区間では、他の車両の通行を一時的に妨げることになり、交通に影響を与えますので、交通量の比較的小さい夜間に限って通行してもらうこととしておるところでございます。

今御指摘ありました通行可能な時間帯の拡大でございますけれども、市街地の交通や通勤の混雑への影響がありますので、一律に拡大することは困難だと考えておりますけれども、引き続き、物流事業者さんの声を丁寧に関心ながら、個々の道路事情に

応じて拡大の可否について検討してまいりたいと考えております。

○浅野委員 今回の答弁の内容ですと、一律での拡大は難しいけれども、個別のケースについては相談を受けながら検討していくことでした。ぜひ前向きな検討をしていただきたいと思いますし、これから、この新型コロナウィルスの感染拡大が仮に収束した際も、恐らく国内の消費者の方々の購買行為の傾向というのに変化があらわれるのではないかと考えております。そういったところも踏まえて、ぜひ柔軟な制度の見直しをお願いしたいというふうに思います。

これに関連して、もう一点質問させていただきます。

今、特殊車両の通行許可をとらなければいけないのかどうかを判断するための指針として、特殊車両通行許可申請書類作成要領という書類がございます。この要領の中に、特殊車両の一番遠い車軸の距離と、あとは軸重の配分比という数値があるんですけれども、これを照らし合わせて、この重さを超えたら許可が必要だというような目安となる表がございます。

これは、事務方の方に以前聞きましたら、随分前にこの表が作成されてから、最近、数値自体の見直しがされていないというふうに伺いました。ただ、その一方で、業界の方々の声としては、特殊車両、大型車両といっても、毎年毎年新しい車両が出てきて、やはり車の特性、道路にかかる負担の性質というのが徐々に変わってきているところがございます。

ですから、この表というのがかなり前につくられているというのを考えると、この要領の中身についても見直しをしていくべきではないかというふうに思っておりますけれども、この点に関して、政府の御見解をお聞かせいただければと思います。

○池田政府参考人 ただいま御指摘がありましたように、道路の新しい開通や改良によりまして、橋梁を始めとする道路の強度については改善をし

ております。そういった状況を見ながら、今御指摘のありました通れる車両の基準につきましても不断に見直しをしていきたいというふうに考えております。

○浅野委員 ぜひよろしくお願いいたします。では、次の質問なんですけれども、今国会では道路法の改正が予定をされております。その道路法の改正の中身について、一点質問させていただきますと思うんですけれども、きょうお配りした資料の一をごらんいただければと思います。

この道路法の改正によって政府が今検討しているのは、特殊車両の許可の際に、これまでは、当然、車が出発地から目的地に移動する間に幾つかの経路を選択する可能性があります。そして、これまでの制度だと、その経路ごとに申請を出して、通行する可能性がある経路は全て申請を出して許可をとっておかないと、いざというときに通れなかった、そんな制度でしたので、今後、見直しがされたら、電子申請になるわけですが、出発地と目的地を決めたら、その間に通行できるルートが一括して表示されて、それを一括して許可がおりるというふうな中身になるように思います。

きょう質問させていただいたのは、実は、このシステムで取り扱う経路というのは、あらかじめこのシステムに登録しておかなければいけないようなんですね。ですから、新しくできた道路ですとか既に存在している道路であっても、システムに登録されていなければ一括許可の対象にはならないということだそうでありまして。

今業界の方々の声を聞いておりますと、あらかじめシステムにだけ登録しつかりと道路が登録されているかがとても重要で、今実際、未登録、未採択道路と呼ぶそうなんですけれども、この道路がまだまだたくさんあるというところでございます。

今後の円滑な物流の実現に向けては、やはり、新しい道路、そして、今まで登録をされていない道路が一刻も早くこのシステムに登録される必要があるというふうに考えておるんですけれども、

この円滑な早期登録に対してどのような対策を考えていらっしゃるのか、政府の見解をお伺いしたいと思ひます。

○池田政府参考人 お答えいたします。

今回導入を予定しております新たな制度におきましては、今御指摘ありましたように、道路構造の情報を電子データ化、あらかじめしておくことで、あらかじめ登録を受けた特殊車両は通行可能な経路をウェブ上で検索をして即時に通行できる、このような制度を考えております。

この制度の効果をより発揮するためには、道路構造の情報のデータを追加、更新を進めて、新しい制度の利用が可能な道路の範囲を広げていくことが重要だと思ひます。

このため、これまでデータの追加、更新は、国が一年に一度まとめて行っておりまして、更新は、道路の開通などに際して随時行うなど、その更新の頻度を高めて、公共団体と連携して道路の電子データ化の範囲を広げていくよう取り組んでまいりたいと思ひております。

○浅野委員 随時という言葉が出ましたけれども、システムは、これまでと違って、年に一回まとめて登録をして、そのたびに膨大な作業時間がかかるようなものではなくて、ぜひ随時更新ができるようなものにしていただいて、業界の方々の利便性向上にぜひ配慮をいただきたいというふうに思ひます。

続いて、ドローン規制について質問をさせていただきます。

本日の資料の二をごらんいただきたいんですが、やはり最近、技術の進歩によってドローンの活用というのが輸送業界、そしてまた幅広い業界分野で進んでおります。

ただ、このドローンというのが、安全上いろいろな課題もございまして、個体登録制度というのが今検討されているそうなんですけれども、きょうお伺いしたいのは、登録するときの不正をいかに防ぐかということでありまして、

この資料を見ていただくと、「登録制度のイ

メージ」というところの下に「オンラインで手続」というところがございます。今回、政府で検討されているのは、基本的にオンラインで完結するような手続を考えているそうなんですけれども、ドローンが本当に安全なのか、ちゃんと登録された内容と現物が合っているのか、これはどこかで実際に確認をしないといけないんじゃないかというふうに思ひます。

例えば、自動車などを例に挙げても、実際に登録するときには実車が必要になりますし、やはり今後の、人々が住む地域の安全にもかかわる話です。これはオンラインだけではなくて、ちゃんと現物確認をするなどの対策も必要ではないかと思ひますが、その点について政府の見解をお伺いしたいと思ひます。

○和田政府参考人 お答えを申し上げます。

無人航空機の飛行に係る安全確保のため、所有者等を把握し、原因究明や安全確保の措置を講じさせることなどを目的として、無人航空機の登録制度の創設を盛り込んだ航空法等の改正案を国会に提出をしております。

この無人航空機の登録に当たりましては、申請者等の真正性を確保するために、マイナンバーカード等によりまして本人確認を行うことを予定しております。不正な手段によって登録などを受けた場合の登録の取消しのほか、必要な罰則なども盛り込んでおります。

それから、無人航空機の登録に当たって、膨大な数の無人航空機が対象になると見込まれることから、円滑かつ迅速な登録実施の観点から、基本的にインターネットを活用した審査で手続を行うことを想定をしております。

ただし、登録の申請に当たりましては、無人航空機の写真など必要な資料の提出を求めることができることとしております。また、所有者や使用者に対して、実機の確認を含む立入検査や報告徴収を行うことができる旨の規定も盛り込んでおりまして、これらを通じて機体情報の真正性を確認してまいりたいと思ひます。

○浅野委員 時間が参りましたのでこれで終わりますけれども、最後にちょっと大臣に質問したかったんですが、ぜひ、特殊車両の許可制度でとかドローン規制について、もう本当に日々変化が起きている。より柔軟な対応をお願いして、質問を終わりたいと思ひます。

○土井委員長 次に、谷田川元君。

○谷田川委員 野党共同会派、立国社の谷田川元です。どうぞよろしくお願ひいたします。

きょうは後ほど航空産業に対する支援について質問いたしますが、これは、大企業を優遇するんじゃないかという国民の批判を受けないためにも、やはり今、私の地元千葉県も緊急事態宣言の地域に指定されましたが、休業要請と補償をセットにすべきだ、これは全国知事会も緊急提言でやっております。そういう要請に比べると、やはり、困っている国民にしっかりと現金給付がなされる、こういうことが行われてこそ初めて私は航空産業に対する支援というのが国民から理解されると思ひますので、ぜひ大臣、そういった認識を共有していただきたい、そのことを要望したいと思ひます。

そこで、まず成田空港について質問をさせていただきます。

まさに今、成田空港も、昭和五十三年、一九七八年の開港ですけども、それ以来、一番の危機だと言っても過言ではないと思ひます。

四月十二日からB滑走路を閉鎖することになりました。これは、一月末に大臣から許可がおりました三本目の滑走路等の機能強化策に対して影響があるんじゃないか、そういう心配をする関係者もいますので、改めて大臣、この成田空港の機能強化策は予定どおり進めていくという決意をおっしゃっていただきたいと思ひます。

○赤羽国務大臣 現在、新型コロナウイルスの世界的な感染の拡大に伴いまして、成田空港だけではなくて、全ての航空業界、大変厳しい状況にある。特に成田空港は、B滑走路を一時閉鎖すると

いう状況にあることは十分承知をしておりますが、これは中長期的に見て、成田空港が日本を代表する国際空港であり、その機能を強化しなければいけないというのはいささかも変わっておりませんので、既存のB滑走路の延伸ですとかC滑走路の新設等、予定しているものは、これは目標も、発着容量を年間五十万回にするというふうにも掲げておりますので、着実にしっかりと進めてまいりたい、こう考えております。

○谷田川委員 ありがとうございます。

今、コロナウイルス問題が喫緊の課題ですから、すぐには難しいと思ひますけれども、大臣、この問題が一段落したら、ぜひ成田空港を現地視察していただきたいということを要望したいと思ひます。特に騒音の問題、あるいは過去の成田空港の歴史ですね、警官の方が三人殉職された、そういう事実もございまして。それから、機能強化に関して、三本目の滑走路を新設するに当たって移転の問題等もありますので、ぜひ、現地の声を聞くためにも、成田空港の視察をしていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○赤羽国務大臣 もちろん、国会の状況が許せば、しっかりと実施をしたいと思ひております。

○谷田川委員 ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元に紙が配られていると思ひますが、各国の航空業界への支援内容を一覽表にいたしました。

三月二十六日に国際航空運送協会、IATAが、非常にこれは世界的な感染拡大で旅行需要が急減するので、ぜひG20の首脳に支援をしてもらいたいと、業界全体で二千億ドル、約二十二兆円、そういう資金不足に陥るので、早期の支援実行をG20の政府に求めたんです。

そのIATAの要請の前に、もう既にスウェーデン、デンマーク、あるいはオーストラリアなんかは、この表にあるような支援を表明しております。アメリカは、IATAの要請に呼応する形で、何と五百億ドル、約五兆四千億円、そのうち

二百五十億ドルが融資で、残りは返済不要の補助金です。

残念ながら、日本政府が四月七日に緊急経済対策の一環として航空業界に対する支援を表明されておりますが、何となく私は、ちよつと遅くて支援内容も少ないんじゃないか、そういう認識を持つているんですが、大臣、いかがでしょうか。○赤羽国務大臣 航空業界が、今、水際対策で入国は実質でなくなつておりますし、さまざまな各地の大規模なイベントも自粛要請をしておりますし、大変厳しい状況というのはよく承知しております。業界全体でも、二月から五月に限つても五千億の減収を見込んで対応しているということも、業界からもよく聞いております。

我々はそうしたことについて、もうよく御承知だと思ひますが、着陸料等の支払いの猶予ですとか、日本政策投資銀行の危機対応融資、これは総額六兆円の枠で用意してございまして、数多くの航空会社もこれを利用していただいて、業界からは、このことは大変ありがたかつたという感謝もいただいております。これが長期化すると、ますます大変な状況になるということとはよく承知をしておりますので、しつかり業界の皆さんの声を聞きながら、適時適切な対応をしつかりとつていきたい、こう考えております。

○谷田川委員 日本経済新聞に四月七日付で、全日空が政府保証を要望したなんという記事が出ちやいまして、私もちよつとびっくりしたんですが、事実関係をちよつと確認してみますと、三月二十三日の日に、総理官邸に定期航空協会が業界団体として呼ばれているんですね。それで、その会長である平子社長が紙を配りまして、そこには、政府保証、低利無担保つき融資と書いてあつたんですね。

どうも、政府保証というのは、厳密な意味の政府保証じゃなくて、何とか国が支援をしてほしい、強く支援してほしい、そういう意味で書いたというので、その言葉を信じたいと思うんですが。

すが。

いずれにしても、お役所として、業界がこういう紙を書かざるを得ないような状況に置かれていたことを前もって知つて、それで、何かあつたら向こうから言つてくるんだらうという体制じゃなく、おまえら大丈夫か、しつかりしてくれよと、逆にプッシュ型の、そういう支援というのをやはり国交省として心がけていただきたいということをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

それで、もう一つ、日本の航空業界、公租公課が高いということをよく言っているんですけども、私、十年前にこの国交委員会でも当時の前原大臣に、日本特有のと言つてもいい航空機燃料税、これを廃止すべきじゃないかという質問をしたんです。

それは、航空機燃料税、もう釈迦に説法ですけれども、空港を整備するためにもとつた税金でなければ、当時、十年前で、もう既にほとんどの空港が整備されたので、これはもう廃止に向けて検討すべきじゃないかということをお願い申し上げたら、前原大臣も、その方向性は正しいと言つてくれました、今三分の一減免されていますけれども、私はいづれ廃止すべき方向だと思ひますが、大臣はどういう御見解をお持ちでしょうか。

○赤羽国務大臣 谷田川委員と前原当時の大臣のやりとりの議事録を見ましたが、その次の次ですが、後の羽田大臣のときには、このことについては否定をされていることも承知をしております。

私は、そのやりとりとはちよつと別にして、この航空機燃料税というのは、よく御承知のように、空港の整備等々の財源として使わせていただいている。冒頭、谷田川委員からも言われておりました、成田空港自体にとつても、B滑走路、C滑走路のことを整備していかなければいけないわけですし、この前、那覇空港の第二滑走路も、時間がかりましたけれども、ようやく供用開始になったりとか。

今後、今はこういう厳しい状況でありますけれども、反転攻勢をする。観光需要だけじゃありませんけれども、ビジネス等々のことを考えていくと、航空需要がまだまだ大きくなつていくというのは当然見えておりますし、この空港整備に係る費用というのは、たくさんかかるのではないでしようか。そうした意味で、大変大切な財源として使わせていただくということ。

他方、航空業界、今こうした困難な時期については、業界の声を、先ほど、何も聞いていなかったかのような誤解をされるような御発言がありましたけれども、プッシュ型で基本的には聞いておりまして、いきなり官邸でそうしたものが出されたと話して、航空業界が今大変な状況について、先ほど申し上げたとおり、適時適切にしっかりと対応するということが私は正しいのではないかなというふうに思つております。

○谷田川委員 それでは、次に移ります。成田空港へのアクセスについて質問いたします。

恐らく、この中で、成田新幹線構想があつたということもわかつていない若い世代の方もいらっしゃるかもしれませんが、実は、何とこれは昭和四十六年、一九七一年に、上越新幹線、東北新幹線とともに整備計画が決定されたんですね。しかし、沿線住民の反対等いろいろありまして、残念ながら、昭和六十一年、一九八六年に計画が断念されました。

成田新幹線ができると成田から東京まで通勤圏になるということで、今から五十年ぐらい前に成田ニュータウンなんかできたんですね。当時住居を構えた人たちが、今はもう七十代、八十代の方ですけども、私たちは国にだまされた、成田から東京まで新幹線で通勤できるんだ、そう思つて成田ニュータウンに越してきたと言ふ人がいまだにいるんですね。

成田空港まで三十分台で結ぶのは私は国の責務だというふうに思ひたいんですが、大臣はどうい

うような御見解をお持ちでしょうか。

○赤羽国務大臣 責務というのは何を指して言われているのか、ちよつとよく理解しているかどうかはあれですけども、平成十二年の八月に運輸政策審議会の答申第十九号で、成田空港と都心部との間の所要時間を三十分台とすることを旨とする考えが示されたという事実はございます。この答申を受けて、よく御承知だと思いますが、成田高速鉄道アクセス線の整備が進められて、平成二十二年に同線が開業して、現在は日暮里と成田空港第二ビルの間は最短三十六分で結ばれているということであると思ひます。

今後、冒頭申し上げました成田空港のさらなる機能強化、また展望としては、利用者は増加するということになつていかなければいけないと思つておりますので、そういう意味では、成田空港への鉄道アクセスの強化というのは重要な課題であるということとはよく認識をしております。

○谷田川委員 去年の十月のこの国土交通委員会でも、私、都心直結線について質問させていただきました。残念ながら全然前に進んでいない、そういう中で、大臣が、事業主体が見つからない、いろいろな問題点を浮き彫りにしていただきた。私、京成電鉄を訪問しまして、役員の方に、京成電鉄としてどう考えるんだという話を聞きました。事業費が四千四百億円と言われているので、やはり京成本社の体力からしてこれを事業主体になつて出すのは難しい、そういう回答でございました。

大臣、何かこの事業費を捻出するいい知恵をお持ちではあるまいか。いかがでしょうか。○赤羽国務大臣 この事業費四千四百億円というのは大変大きな金額ですし、これまで国交省としても、この事業主体、さまざま努力をしまひりましたが、現状は今委員がおっしゃられたとおりだと思つております。

残念ながら、妙案はあるかと聞かれれば、今すぐ、にわかには答えられないような妙案はないという

ふうにお答えするしかないと思いますので、ぜひ、まず御地元で、やはり成田空港の御地元でしっかりとした都心直結線について意見を固めて、力を結集されて、より多くの人からいい知恵を出していただくのが、ちよつと私が言うのも差し出がましいんですけれども、そういうことが大事なのではないかなというふうに思います。

○谷田川委員 それでは、次の話題に移ります。

昨年、気象庁は二月に発表した予報で、夏の気候は海水温が高く、台風の頻発化、平年以上に降水量があるという予報をし、そのとおりになったんですね。

ことしも二月二十五日に夏の予報が発表されましたが、気温はほぼ平年並みか高い、降水量は平年並みということですが、昨年のような豪雨や災害が襲来するおそれがあると思いますが、気象庁の見解を伺います。

○関田政府参考人 お答えいたします。

ただいま委員から御指摘いただきましたことしの予報は、気象庁が二月二十五日に発表しました暖候期予報というものでございまして、ことしの六月から八月の三ヶ月間の天候の見通しを示したものでございます。この暖候期予報では、ただいま御指摘いただいたとおり、気温は平年並みか高く、降水量はほぼ平年並みと予想しているところでございます。

一方で、昨年の令和元年東日本台風や平成三十年七月豪雨など、我が国では毎年のように台風や大雨による被害が生じております。

また、今後、地球温暖化の進行に伴い、大雨の発生頻度や、台風など熱帯低気圧の強さが増す可能性も指摘されておりますので、本年につきましても、台風や豪雨災害に対して警戒が必要であり、気象庁といたしましては、適時適切に警戒を呼びかけてまいりたいと考えております。

今後とも、災害の軽減に資する気象情報の充実強化を図り、的確な注意喚起に努めてまいります。

○谷田川委員 そうすると、ことしも豪雨や台風

の災害が心配されるんですが、災害を防止するには中長期的な取組と短期的な取組があると思うんですが、もう梅雨を前にしてあと二カ月しかないわけですから、この際、短期的な取組、やるべきことをやるべきだと思ふんです。

そこで、去年、ずっと台風情報なんかを見てみると、避難勧告が出るときに、河川の沿川の住民何万人避難要請とか避難勧告とかいうテロップが出たんですが、実際そういう何万人の人が収容できる避難所というのはないんですよね。

だから、この辺、避難の仕方をやはり検討し直す必要があると思いますが、そのために国と地方自治体が緊密に連携すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○村手政府参考人 お答え申し上げます。

令和元年台風第十九号では、一部の避難場所、避難所において、避難者の集中によって支障が生じるなど、課題があつたと認識してございます。

この十九号等を踏まえまして、昨年十二月に中央防災会議のもとに有識者から成るワーキンググループを設置いたしましたして、避難の方法を含め、住民がより適切な避難行動をとれるよう検討を進め、三月に報告書を公表したところでございます。

報告書では、特にことしの出水期までに早急に実施すべき具体的な対策として、避難とは難を避けることであつて、したがって安全な場所にいる人は避難する必要がないこと、また、避難先は避難場所、避難所に限るものではなく、安全な親戚、知人宅等も避難先となることなどを全国的に周知することといたしました。またあわせて、市町村が避難場所、避難所の確保や適正な配置に引き続き努めるよう促すこと等を掲げてございます。

この対策を各自治体と密接に連携して早急に実施し、災害発生時に住民が円滑に避難できるよう取り組んでまいります。

○谷田川委員 よろしくお願いします。

それと今、コロナウイルスが蔓延していまし

て、やはり避難所のあり方もいろいろ検討すべきだと思います。この間、古川委員も質問しておりましたけれども。

四月七日付で、避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応についてという文書を内閣府が都道府県等に発送しています。非常にきめ細かく、いい内容が書かれていると思いますが、これをいかに現場の市町村に指示、徹底させるか、これが非常に大事だと思うんですよ。

ところが、今こういう御時世ですから、なかなか、通常ですと、各都道府県が市町村担当者を集めて、そこで中央の方も来て説明してというのがあるんですけれども、これはできないと思いますよ。ですから、全国的にテレビ会議を一齐にやる、そういうことも考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○村手政府参考人 お答え申し上げます。

先般発出した通知の内容の周知につきましては、三密を避ける必要性というのの当然でございますので、内閣府でもホームページで早速公開をしてございますし、また、おっしゃるような、どういった方法があるか、しっかりと周知する方法についても考えてまいりたいと思っております。

また、都道府県から市町村への周知に当たっても、テレビ会議等適切な方法を考えていただいで、徹底を図っていただくよう促してまいりたいと考えてございます。

○谷田川委員 ぜひ、都道府県に任せるんじゃないやなくて、全国の市町村を巻き込んで、内閣府が大臣を先頭に全国でテレビ会議をやるということをやつていいんじゃないかということを最後に申し上げて、私の質問を終わります。

○土井委員長 次に、後藤祐一君。

○後藤(祐)委員 立国社会派、国民民主党の後藤祐一でございます。きょうは質問の機会を賜りまして、ありがとうございます。

まずは、国土交通省にぜひ取り組んでいただきたいコロナ対策を中心に申し上げたいと思

います。最初に、住宅ローンの減免あるいは猶予でございます。

特に収入の減った御家庭などで、支出のうち、かなり大きな割合を占めるのが住宅ローンだと思われま。この住宅ローンを、特にこの新型コロナの影響で収入が大幅に減った世帯については住宅ローンの返済を減免ないし猶予する、そんな支援策を講じるべきではないでしょうか。

これについては、住宅金融支援機構を通じて一部取組は既に行われていると聞いておりますが、この住宅金融支援機構と関係ない純粋民間の住宅ローンも含めて、どのような支援策を行つていらっしゃると思いますか。そして、これから更に取り組んでいただきたいと思いますが、赤羽大臣、いかがでしょうか。

○赤羽国務大臣 まず、今、後藤委員指摘していただきましたが、住宅金融支援機構、ここは、機構がローン債権を有しているフラット35等を利用された利用者のうち、今般のコロナウイルス感染症の影響により返済が大変困難になった方がいらつしやいます。こうした方に返済方法の変更の対応を行つていただいでおります。

もともと、この機構には、経済事情の、いわば病気などで返済が困難になった場合、最長十五年の返済期間の延長を行うほか、失業や収入が激減した方に対しては、最長三年間、元金の据置きをするということの対応もしているところでございます。

こうした取組に対して、もう既に機構から委託をしている民間金融機関に対しまして、利用者からの相談に柔軟に対応するように要請をしておりまして、こうしたことの困難者に対して対応ができてきつあるというふうに思っております。

この状況、恐らく、余りそうは願っておりませんが、長引けば長引くほど、そうした住宅困難者、住宅に関する困難者が出てくると思ひますので、これはもう適時適切に、現場の声を聞きながら対応していかなければいけない、こう承知をし

○後藤 祐 委員　ぜひ、住宅金融支援機構のかかわらないような住宅ローンもかなり多いと思いますので、そこも含めて対策を金融庁とも協力して講じていただきたいというのと、あと、今大臣がおっしゃったようなことを、ぜひPRをしていただきたいなというふうに思います。

続きまして、このコロナで収入が大幅に減っているような中小企業への支援策として、家賃の減免あるいは猶予といったことがいろいろなところで議論になっておりますが、特に、休業要請の対象となる事業者を始めとして、減収幅の大きいような中堅あるいは中小企業、あるいは個人事業主については、少なくともコロナが収束するまでの家賃の支払いの猶予を行うべきではないでしょうか。できれば家賃の補助も行うべきではないでしょうか。

これについて、菅官房長官は四月十三日の会見で、賃料を割り引いた事業者の売上げが半減した場合に来年度の固定資産税を全額免除という話をされておられますけれども、そもそも、売上げが半減した中小事業者は、令和三年度の固定資産税と都市計画税が免除になるのは、これは賃料の割引と関係なく決まっている話だと思いますので、そういったほかの話ではなくて、あるいは団体を通じた呼びかけだけではなくて、具体的な施策、例えば中小企業基盤整備機構ですとか日本政策投資、金融公庫ですとか、こういった公的機関が立てかえて支払う形、それで債務の支払いを猶予する、こんなことも考えられると思いますが、いかがでしょうか。

○赤羽国務大臣　今、後藤先生が言われた、国の機関が立てかえるというのは、ちよつとつまびらかじやないんですけれども、その立てかえて支払うというのは、オーナーサイドに支払うということですか。よろしいですか。それはちよつと私は、こうした段階で、テナントに入っている例えばお店、飲食業が、全然、売上げがゼロになつていて、テナント料が大変な負担になつていとい

うのはすごくよくわかっております。それに對して本来やるべきことは、そのテナントに対して匡としてどういう支援ができるかということがまず基本原則なのではないかというふうに思っております。

ですから、そこに対しては、これは国交省だけではなくありませんけれども、政府系金融機関ですとか民間金融機関において実質無利子無担保の融資をするということとか、近々現実化させていたいただきますが、中小企業に対しては持続化給付金の創設を実行する、こうしたことで、テナントの皆さんが賃料をちゃんと払っていただけるような応援をするというのがまず第一だと思います。

加え、実は私も、先月三十一日に、こうしたことがありますけれども、ビルの賃貸事業者の皆さんに対しては、こうした新型コロナウイルスという、ある意味でいうと未曾有の感染症の影響でテナントの皆さんは大変困っているので、そうしたことについては柔軟な措置を配慮していただきたいと。テナントに出ているのはオーナーの皆さんで、それはやはりパートナーシップとして柔軟に対応していただきたいということを不動産関連団体を通じて要請を行いました。

その後、では、ビルオーナーの皆さんへはどうなのかということで、賃料の減免なんか行っていたいた場合については損失額を損金算入できる措置ですとか、事業収入が大幅に減少した場合の固定資産税の減免ですとか、金融機関に対する既往債務の返済猶予ですとか条件変更の依頼、こうしたものも、今月の九日、同じように不動産関係団体を通じて周知を行っているところでございます。

とりあえず、こうしたことで周知徹底をしながら、今つくっている支援制度を十分に生かしながら、何とかこの難局を乗り越えるべく対応するというのが第一であって、この状況が続いて、より悪化した場合には、それなりの適時適切な対応をしなければいけないと心がけておるところでございます。

○後藤 祐 委員 あの中小企業への二百万というお金はワンシヨットなのか何だかわかりませんし、このコロナが何カ月続くかわかりませんし、やはりフローで毎月出ていく家賃というのは、非常にこの中小企業者、特にお店にとっては大変な不安だと思っんですね。

確かに、いろいろな融資制度はあるんですけども、家賃のことはもう心配しなくていいといったことをわかりやすく伝えること自体、すごく安心感を与えると思うんです。ですから、家主に対してかわりに払ってもらって、その後、求償権を持つていただいてもいいですよ、それを一律でやりますということをはっきり言つていただいだけでかなり違うと思いますので、ぜひ御検討いただきたいなというふうに思います。

続きまして、ホテルの活用について伺いたいと思います。今、病院がパンクしかなない、あるいはしているというような都道府県もある中で、重症者への医療に重点を置くために、軽症者あるいは無症状の方を移す先としてホテルを活用している都道府県が出てきておりますけれども、これがなかなか見つからないというようなケースをテレビなどでも報道されております。

これについては、都道府県がこういったホテルを探すこともできるのかもしれませんが、なかなか難しい面もあると思います。国土交通省はホテルを所管されているわけですから、ふだんからのおつき合いもあると思いますので、ぜひ、これは都道府県とも協力しながらもと思いますが、国土交通省が主体的にこういった軽症者等を移す先としてのホテルを探していただいで、都道府県のパックアップをしていただければと思います。いかがでしょうか。

○赤羽國務大臣　四月二日に、厚生労働省より、軽症の患者の皆さん等につきましては、今お話がありましたように、宿泊療養を実施するという旨の方針が示されたところでございます。

そうした意味で、今、後藤委員言われたよう

に、都道府県ですとか、さまざまな宿泊施設に当たっていただいておりますが、所管の国土交通省としても、おっしゃるとおり我々が一番パイプも持っておりますし、私個人も直接お願いをしたりしていまして、今、我が省で働きかけて、全国で千を超える宿泊施設で、こうしたことに協力をしてもいいと言っていたところが出てきております。室数にすると、二十万まではいきませんけれども、十五万以上の部屋が前向きに協力をするということを言っていたいておりますので、これは厚生労働省を通じて各都道府県に提供させていただいているところでございます。

これも実態を通じてながらしっかりと、ホテルの事業者と直接話しても、ぜひこういう国難だから精いっぱい協力したいと言っていただけの方もたくさんいらっしゃいますので、よく御理解をいただいて、また、風評被害が起きないようにしっかりとケアしながら対応していきたいと思っております。

○後藤(祐)委員　ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

続きまして、観光、運輸関連業への支援策でございませうけれども、今度の二次補正でゴー・トゥー・トラベル・キャンペーン、先ほども出ていたようですけれども、一・七兆円という予算が計上されておりますが、これはコロナの流行が収束した後の一定期間が対象ということで、コロナの流行が収束すれば、長い間我慢していた旅行者の方は、はつておいても、インセンティブがなくても旅行には行くのではないのでしょうかね。むしろ、流行が収束する直前期みたいなときに、人によってはもう大丈夫だと判断して、あるいは地域によつては大丈夫だということで旅行に行き始めると思うんですが、観光、運輸業界にとっては大事な需要を、むしろこのゴー・トゥー・トラベル・キャンペーンで需要を送りましてしまう懸念があるのではないかと思うんです。旅行というマーケットは、ピーク需要をどうずらして稼働率を上げるかということが大事だという観点から

すると、ピーク時の需要を更に増すというのはちょっと政策としてどうかと思うんです。

それと、ちょっとまとめて聞いてしまします
が、むしろ、こういった観光、運輸関連業は今困っていらっしゃるわけですね。実際、その仕事が続けられるかどうかという状況にあるわけですから、この一・七兆円があるのであれば、むしろ、今大幅に収入が減っているわけです。私の地元でも、地域で一番の老舗の立派な旅館が九割収入減で、そろそろ閉めると。閉めるとするのは休業になるというふうなお話を伺っていますし、どんな状態になっても、うちはバスも売らないし、従業員も雇い続けるという大変立派なバス会社の方も、三月、四月で一億円減収だと。二百万はうれしけれども、正直言ってこれでは何ともならぬ、こういう会社がいっぱいあると思うんですね。

こういった観光、運輸関連業に対する業としての支援策を、中小企業一般についての二百万の話とは別に、国土交通省として、この一・七兆円だったら、そっちの方を求めていると思うんですが、何か具体策はないんでしょうか。

○赤羽国務大臣 ゴー・トゥー・キャンペーンのこと、ちょっと冒頭、最初の質問でお答えさせていただきましたが、我々もいろいろ検討する中で、後藤委員が言われたように、収束直前るとき云々、その旅行需要が先送りされるのではないかと、確かにこれは内部で議論もありましたが、これはやはり、ちょっと頭で考えているとそうなんですけれども、収束期というのはいつかわからないんですね。収束期がいつかわかっている、その前に予約が入ったものが、収束期以降、すごい大ボーマスのキャンペーンをやるんだっから伸びるというのは、そういう議論をしたんですけれども、しかし、今現実に向き合っていますと、収束期というのはいつかわからない中で、収束期の前期というのはわからないわけですし、加えて、今、正直言って、先ほどの広田委員の御質問にもありますが、全国の宿泊業、観光業、ほ

とんどお客が、予約が入っていないのが現状なんです。相当へこんでしまっている。

だから、私は、その部分というのは非常に難しいし、収束をしたとしても、一定程度の需要が、回復が見込まれるというふうに言っていたのですが、我々は、収束の見通しが立ち始めたとしても、恐らく、いろいろなことを心配しておりまして、やはり仕事について、これだけ長い期間こういう停滞があったので、まず仕事をしなきゃいけないという、こうした動きも当然あるでしょうし、夏休みも一定の期間が短縮されるのではないかと、これはよくわかりませんが、そうしたことも懸念されるし、なかなか、一遍に観光需要の本格的な回復に至るというのは、収束の見通しが立った後も相当程度の時間がかかるのではないかと、いうふうに私たちは実は見ております。

ですから、そうしたことを考えると、やはり長期化して、旅行控え、物すごく落ち込んでおりますので、こうしたことを強力に喚起するためには、相当大きな、大規模な需要喚起策、そして、加えて、今度考えているのは、宿泊だけでなく、地域の飲食業とか、お土産物屋さんとか、また交通機関とか、そこにも裨益できるようなものじゃないと、なかなかここまで深刻な状況を立ち直らせることはできないのではないかと、いうふうに思っております。

加えて、やはり期間を短くした方が効果が出るんじゃないかという考えもありますが、今、後藤委員言われたように、集中をすると予約がとれないとか、さまざまなこと懸念されておりますし、ちょっとそこら辺はよく検討していきたいと思えます。

それと別に、先ほど広田委員からも同様の質問、御提言がありましたけれども、そのために、目の前で、この間、廃業されたりとかしてしまっではV字回復も何もありませんので、今の事業の継続と雇用の確保ができるように最大限の対応をしていかなければいけないと思っておりますし、これが、望んでおりませんが、こうした状況が長

引けば長引くほど、それが非常に深刻になるので、業界からのヒアリングは継続しながら、適切な対応をしていこう、こう決意をしておるところでございます。

○後藤(祐)委員 ちょっと残念ですね。運輸や観光の関連の業界というのは、人件費と家賃というのがいろいろな中小企業対策では中心になってくるところで、V字回復も、それではカバーできない施設を維持するということの経費がかなりかかる業界だと思っております。

コロナは、ある程度長引きます。V字回復は難しいと思うんです。いわばU字回復みたいな感じになると思うんです。そこところが、ある程度、どれだけ続くかわからない間に維持できるようなフローのお金が入り入るような政策をお願いしたいんですが、残念ながら、今度の補正予算の中に、ローマ数字ⅢとⅣという、これから先、経済をよくしていきたいという予算はいっぱいあるんですけども、目先の話であるローマ数字ⅠとⅡというところは、国土交通省、多分、ほとんどというか、全く予算が計上されていないですね。

ちょっとこれは大変残念だということを指摘をさせていただいて、これから台風シーズンを迎えるに当たって、ダムのお話を最後にしていきたいと思いますが、昨年も台風の十五号、十九号で大きな被害がありましたし、おとしも岡山や愛媛などでダムについては大きな問題がありました。

そこで、私の地元でも城山ダムの緊急放流というのがあったんですけども、既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議というのが、政府全体を通じて形が進んでいるというふうに聞いております。四月中に事前放流等に関するガイドラインを策定して、五月中に、一級水系については、この城山ダムを含めて全ての既存ダムにおいて、国、県を含むダム管理者、関係利水者、そして河川管理者の間で、事前放流の実施方針を含めた治水協定を締結するというふうに聞いておりますが、これは予定どおり行われるということでは

よろしいんでしょうか。

○赤羽国務大臣 後藤委員におかれましては、事前放流について当委員会でも御質問いただいて感謝をしております。また、地元で城山ダムといったことを抱えているということもよく承知をしております。

今お話あったとおり、治水ダムは全国で五百七十、また利水ダムは九百。ですから、全体でいうと三割しか治水に使えない状況を今六割にしようというところで、おっしゃっていただいたような対策をとっております。今、予定どおり順調でございます。

この四月中にガイドラインを最終的に調整を行い、五月には、それぞれの一級水系、九十九水系ございますが、それぞれで事前放流が、具体的に開始基準ですとか水位低下量を、いつやれるかという治水協定を締結するべく今調整を行っております。城山ダムのある相模川水系でも、関東地方整備局と神奈川県企業局、そして東京電力などが参加するこの水系の協議会を設置して、一月から協議しておりますが、予定どおり五月には協定を結ぶというふうに見込まれております。

○後藤(祐)委員 大変大きな努力だと思えます。実は、おとし、国土交通省は、自分のところはしっかりやっていらっしゃるんですが、県が持っているダムなんかに対して、こういった協定を結ぶようにと働きかけておられたんですけれども、去年の台風十九号の後、私が調べましたら、愛知県よりも東側の都道府県はほとんど結んでいないという、これが、結局、事前放流ができないまま台風を迎えてしまったという事態を迎えました。

今の大臣の答弁にあったとおり、城山ダムを含めて、全ての、少なくとも一級水系については事前放流が必要な場合にはできるようにした、少なくとも六月からなるということは大変大きな成果だというふうに思います。これは評価をさせていただきます。最後に、アスベスト対策について触れたいと思

いますが、アスベストについては、これまで長い間、不十分な対策で、現場で働く皆様に対しては、命、健康の危険が長い間続いてまいりました。亡くなった方もおられますし、家族の訴訟も起こされ、ほとんどが国敗訴ということにこのころなっているわけでございます。

まず、真鍋住宅局長にお伺いしたいと思います。民間建築物のアスベスト調査というのが行われておりますが、平成元年以前の千平米以上の大規模建築物、これが約二十七万棟あるそうですが、これを優先して調査してきていると聞いております。

ただ、対象は実はもっと広くて、このアスベストの全面規制となった平成十八年までの千平米未満の小規模建築物まで含めたものは全てで二百八十万棟あると聞いておりますが、この二百八十万棟に対するアスベスト調査は今後どのように進めていくのでしょうか。

○眞鍋政府参考人 民間建築物などのアスベストの調査についてお答え申し上げます。

今御指摘いただきましたように、優先順位をつけながら調査を進めてございまして、業界が自主規制を行った平成元年までに建築されたものうち、多数の者が利用が想定される千平米以上のものを対象に、まず優先的に調査を進めております。

この対象は、平成三十一年三月時点で約二十六万棟、調査対象があると認識してございますが、約九三％について、吹きつけアスベストなどの有無についての確認を既に終えたところでございます。このうち、吹きつけアスベストなどが使用された建築物は、確認を終えた建物の約六・一％、そのうち、除去などの対策が完了していないものは二千五百棟ぐらいあるというふうに把握してございます。

また、今御指摘いただきました千平米未満の建物についても、平成二十九年五月の審議会の提言を受けまして、優先順位をつけて調査を進めております。

この提言を受けまして、全国で調査を進めた結果、地方公共団体において優先的に調査が進められております。平成元年までに建築された小規模建築物を含むアスベストの調査台帳の整備状況については、九割以上の特定行政庁で対象建築物のリストアップに着手しております。また、約半数の特定行政庁において、実際の建築物における吹きつけアスベストなどの使用実態調査を開始しておりますが、一方で、対象建築物のリストアップや使用実態調査の両方を完了した特定行政庁は約二割にとどまっている、こういう状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、昨年三月に審議会からいただきました提言を踏まえて、特定行政庁に対し、台帳の整備、調査の推進、あるいはそれを踏まえた必要に応じた除去などの対策の推進を継続的に行うべきこと、さらに、交付金を通じたアスベストの調査や除去などの対策についての補助、これを継続的に行うこととしておりまして、特定行政庁との連携を強めて、こうした対策が適切に講じられるよう、なお努めてまいりたいと思っております。

○後藤(祐)委員 ぜひ、何年までにどれだけ進めるかという計画を具体的に定めていただいて、実際に進めていただきたいというふうに思います。その上で、これは支援をしていかななくてはなりません。この調査の補助金もそうなのですが、実際にこのアスベストを除去するための補助金、これは社会資本整備総合交付金の中にございますが、地方公共団体の補助額の二分の一以内かつ全体の三分の一以内という大変不十分なものだと思っておりますので、大臣、これは拡充をしていただきたいというのが一つ、もう時間ですので、ちよつと最後までめて質問しますが、このアスベスト訴訟、原告勝訴がここところずっと続いております。もう国と企業の責任は明確となっておりますので、訴訟による解決というのは時間もかかりますし、救済から漏れる被害者の方も救われませんので、ぜひ、拠出金による基金方式など、被害者の早期救済を図る補償基金制度を創設すべきだと思っております。大臣の政治家としての見解を伺いたいと思っております。

○赤羽国務大臣 これが起こったのは二〇〇六年ですね。クボタの尼崎にある神崎工場が最初だったと思います。地元があの冬柴元国土交通大臣だったということもあって、私も被害者の皆さんと何回か面談をし、御要望も聞かせていただいた経緯もございます。済みません、二〇〇五年の六月二十九日でございます。大変な状況だということとはよく承知をしております。

所管としては、もうよく御存じだと思いますが、この補償、労災については厚生労働省ですし、それを補完するような形の石綿健康被害救済制度というのは環境省なので、所管じゃない私個人の感想を申し上げる立場ではありませんけれども、政府の一員として、こうした被害者の立場に立つて、関係省庁と連携しながら、足らざる部分についてはしっかりとフォローしていきたい、こう申し上げたいと思っております。

○後藤(祐)委員 前段の、アスベストの除去の補助金の拡充についてお答えをいただけますか。

○赤羽国務大臣 これは二十六万棟のうち、完了していないのは、まず一〇〇％じゃありませんが、数は相当絞られている。その中で、残っている原因は何かと担当の課長に話を聞いておりまして、補助率が少ないからということではなくて、ちよつと別の、住まれている方の同意がとれないとか、そうしたことが大事だということの話も聞いております。

しかし、この委員会での後藤委員からの御提言もありますので、委員の御発言も受けとめて、しっかりと関係部局と検討していきたいと思っております。

○後藤(祐)委員 新たな被害者を生まないように、ぜひ、大臣のリーダーシップでお願いしたいと思っております。

そして、基金制度を、ぜひ創設に向けて、これは与野党の先生方、これを応援されている方は多いと思っております。

○土井委員長 次に、高橋千鶴子さん。

○高橋(千)委員 日本共産党の高橋千鶴子です。きょうは一般質疑ですので、この間、通告しながらできなかった質問も含めて、質問させていただきます。

最初に、祭りをどう見るかという問題です。緊急事態宣言が出た翌日の八日、私の地元青森のねぶた祭りの中止を実行委員会が決めました。今のような大型の形になったのが一九五八年、それ以来のこと、初めてのことで、実行委員会では、安心・安全にやり切れる根拠はないとして中止を決めました。昨年の集客数は二百八十五万人にもなる本場に大きな祭りであり、ホテルやらツアーやらさまざまな波及という、全産業だけだけあるのかということがまだちよつと想像つかないくらいの事態だと思っています。

また、その後、仙台七夕や秋田の竿燈祭りなども相次いで中止を決めて、東北三大祭りが中止ということになっておりまして、委員の皆さんの地元も含めほかのところでも、当然広がっていく、決断を迫られるということになるのではないかと、思うんですね。

さつき、全会一致で決めたと言ったんですけれども、本当にどんなに悔しいかと思うんですね。もしかしら、八月というのはひょつとしたら収束しているかもしれない、でもそこになってから決めるわけにはいかなくて、今からもう準備をしていかなきゃいけないし、既に発注しちゃっているところもいっぱいあるんですね。そういう意味では、今決断をせざるを得なかったという意味では、本当に関係者の皆さんの悔しい思いに添えていきたいな、こういうふうにも思っております。

祭りという、地域にとつて、人々にとつてなくてはならないもの、観光というくくりだけでは言えないかもしれないけれども、ただ、これを

中止せざるを得なかった、このことによる影響をどう見るのかということ、やはり、既存の制度、枠組みでは対応し切れない新たな支援の仕組みが必要じゃないか、このように思うんですが、大臣の認識を伺いたいと思います。

○赤羽国務大臣 今回の新型コロナウイルスの感染症の結果、今御指摘の東北三大祭りを始め、全国各地で観光イベント、大型イベントが中止になったり延期となっておりまして、大変大きな深刻な影響が出ているのはもう御指摘のとおりであります。

加えて、私も東日本大震災の福島原発事故の現地対策本部長を二年弱やらせていただきましたので、東日本大震災からの東北の復興の中で、やはり、この三大祭りを始めとする地域の祭りというのは、それぞれの地域の歴史ですとか文化を理解していただく本当に大変絶好の場、観光だけではなくて、そうした意味で大変意味のあることだということふうに思っておりまして、このことはこれからも引き続きしっかりと支援を講じていかなければいけないというふうに思っております。

今回、令和二年度の補正予算に、実は、観光イベントを磨き上げた上で実施するということを支援するための、誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成、何か全然事業の名前は違うんですけれども、これは百億前後を積むことにしております、具体的には、外部専門家と連携してアドバイスすることを通して地域のイベントの魅力を上させるですとか、そうした場合はその実施費用を支援させていただく、また、そのプロモーションもしっかりこれを使っていきたいということ、そうしたことも用意しておりますので、東北三大祭りを始め、そうしたこともぜひ利用していただきたいと考えております。

また、加えて、その時期に、きょうの委員会でもいろいろ出ておりましたが、ゴー・トゥー・キャンペーンの、大型の需要喚起策、このこともうまく使っていきたい、全国各地の観光地を元気にしていくことをしっかりと取り組んでいきます。

い、こう決意をしておるところでございます。

○高橋(千)委員 今お話ししてくださったことは、それ自体は、磨き上げ、それも、いろんなことをやらなきゃいけないので確かにありがたいなと思ってるんですね。

やはり、今、既存の制度ではなくと言ったのは、既存の制度だとしても、今売上げが減っている、これからやるんだから減るのは決まっているんだけれども、そういう仕切りではなかなか補助の仕組みはつくれないですよ。そういうことも含めて新しいことを考えてもらいたい。

ただ、魅力アップではなくて、魅力あることはもうわかっているわけですよ、二百八十万人も集客するイベントなわけですから。それを本当にどう支援していくかといったら、例えば、バスは近県も回ってのツアーをやられているとか、ホテルとか商店街、お土産、それから花見も中止になったので、出店の方たちはもう本当に困っています。

資材がいつぱいあるわけですよ。いろいろ思いつくんだけれども、ただ、その思いつくだけで議論しちゃうと、もつといういろんな産業が実は絡んでいる、連携しているというふうに思うので、やはり、地元でいうと観光協会ですとか商工会ですとか、いろいろそれを束ねるところに行つて委ねながら、今、連休明けに向けて要求をまとめていくという、地元でもそういうことをやっていますけれども、行って委ねながら、直接、例えばグループ補助金の応用みたいな、大型のものみたいな、そうしたことを考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますが、もう一言、あつたらお願いします。

○赤羽国務大臣 余り頭がよくないので、にわかには理解しているとはちょっと思えないんですけれども、そうしたことも踏まえて、今、ゴー・トゥー・キャンペーンのパッケージというのは、地域全体が底上げできるようなふうに使っていただけるような柔軟性も持って仕組みづくりを考えていかなければいけないかなと思っております。

今まで詰めている段階なので、きょうの意見もしっかりと受けとめたいと思っております。

○高橋(千)委員 きょうは認識を共有することが目的でございましたので、よろしくお願いしたいと思ひます。

次に、先週、コロナの影響で仕事を失った方、減収になった方、派遣切りで住まいごと失った方、そうした方への住まいの確保について質問いたしました。その続きで、今、全国七十二万戸あるというUR、都市再生機構の公団住宅についてもお聞きしたいと思います。

きょうは機構の方から来ていただいているわけですが、同じように、コロナの影響で家賃の支払いが困難になった方に、UR住宅は家賃の支払い猶予や減免をするべきだと思いますが、どのようにされますか。

○里見参考人 お答えいたします。

新型コロナウイルスの感染症の拡大に伴いまして、今後生活にお困りになるお客様の居住の安定を確保することは、我々UR、都市再生機構にとっても大変重要なことと認識しております。

私もとしましては、これは従来からやっていることでございますけれども、家賃のお支払いが困難となった方につきましては、個別の事情に応じて、行政の福祉窓口の紹介、そして、御指摘のございましたような家賃の支払いを猶予した上で家賃の分割払いの御提案をさせていただくなど、必要な配慮を行いながら対応しているところでございます。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に当たりましたも、これまで以上に丁寧に対応するよう機構内で指示をしているところでございます。

今後とも、お客様の立場に立ちまして、支払い家賃の猶予、分割払い等の御相談に丁寧に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○高橋(千)委員 まず、今、従来どおりやっているというお話だったんですけれども、実際そうなのではないから要望がいつぱい出ているんだと思うんですね。

昨日も、西日本のUR団地にお住まいの方からメールが来しました。やはり、コロナの影響で、イベントに関係している仕事をされているものですか、三月、四月、丸々収入がゼロになって、二分の家賃の猶予をURに申し出ただけけれども、あつてなく拒否をされた、あぐく、おくれればその分の延滞金利まで乗せて請求する、そういう言われ方をしたと。やはり現場ではこうした機械的な対応がやられているのではないかなと思うんですね。

公団自治協からも同様の相談が来ておること、既に機構にも要望が届けられていると思いますけれども、こうした、家賃のまず猶予を求めていることに対してちゃんと応えていくのか、そして、それが全体の方針だけれども、現場がそうかどうかであれば現場に徹底すること、このことを伺います。

○里見参考人 お答えします。

確かに我々としてもきちつと指示をしたつもりでございますが、もしそういうことが起きているということであれば、改めまして、強く現場の方にも改めて周知をしたいと考えております。

○高橋(千)委員 ありがとうございます。周知をしたいということでしたので。

やはり、この方はわかっています二月分というお願いをしているわけですね。現実的にそういうことが各地でも起きて、とりあえず、ずっと払わないと言っているんじゃないかと、今こだけこらえたいからお願ひしたいと言っている方に対して、しっかりとそれを認めていただくということをお願いしたいと思います。

やはりもう一つ、さっきお話の中で、分割払いもできるという話があつたんですけれども、ただ、分割払いして、例えば六万を一万ずつ払うといっても、毎月毎月家賃は発生するので、たまつていつちやうわけなんですよ。そうすると、本当にこの家賃では払えないんだという実態がある場合に、減免制度がやはり必要だと思うんですね。

都市機構法の二十五条四項に、規定の家賃支払いが困難と認められるものという規定と、災害その他の特別の事由が生じた場合ということがあります。そうすると、今まさに特別の事態である、そういうふうにはありますが、いかがでしょうか。

○里見参考人 お答えいたします。

家賃の支払いが困難となった方に対する家賃減額というお話でございますけれども、我々、機構法、確かに減免の規定もございますが、一方で機構法では、近傍同種家賃を基準とする、市場家賃を原則とするという規定もございます。

そういう機構法の趣旨、あるいは、低額所得者を入居対象として低廉な家賃で住宅を供給しております公営住宅、これとの役割の違い、あるいは現在ほかにもいらっしゃる民間の賃貸住宅の居住者の方との公平性、あるいは我々の有利子負債削減というような健全な経営の確保等を踏まえまして、家賃の減免ということにつきましては、現在、国の支援もいただきながら高齢世帯の方を対象に既に実施しているものもございますけれども、現時点でなかなかそれ以上の実施というのは難しいのかなと考えているところでございます。

○高橋(千)委員 今、確かにあるがというふうにおっしゃいました。ある以上は使ってもいいのだ、そういう場合もあるのだということで、確認したいと思います。

○里見参考人 これは、法律の問題というよりは、どういうふうに対応するかというお尋ねでございますので、我々といまして、今回のコロナウイルスの感染の拡大で支払いの困難な方がふえている事態に対しまして、政府で各種とられている対策あるいは取組なども踏まえつつ、適切に対応を検討すべき問題ではないのかなというふうに考えているところでございます。

○高橋(千)委員 急に政府の責任になってしまったのかなと思います。

公営住宅との役割の違いなどもおっしゃいました。やはり公営住宅を補完する役割があること、それから、住宅セーフティネット法に位置づけ

られたのは二〇〇七年のことでありまして、弱者に対する住宅セーフティネットとして位置づけるとなっているわけですから、そうすると、家賃低減事業というの、先週、私、ここで質問したわけですが、当然対象になると思っていますので、規定もあり、かつ政府としてもそういう方向であるということも踏まえていただきたいなと思います。これは後で大臣にも考え方を伺いたいと思います。

それで、続けますけれども、二〇一七年の全国公団自治協の調査では、世帯主六十五歳以上が六八・四％、七十歳以上は五五％に当たって、七割が年金受給世帯であるということです。同じく、七四％が公団住宅に住み続けたいと答えていること、だから、家賃値上げや収入の減少で家賃が払えなくなっている、そういう悩みが一番多くて、六三・六％ということでもあります。ただ、一方で、公団の方で、建てかえ、集約、売却などで進めているため、十万户を減らすという計画があると思うんですが、移転を求められている、これが四割、答えているわけですね。

やはり、最初に御答弁の中でもあったと思うんですが、高齢者に優しい住宅という役割もあるわけでありまして、こうした実態を踏まえた対応をしていく必要があるんじゃないかと思えます。

それで、具体的に聞きますが、URは今、家賃滞納もふえて、明渡し要求や孤独死なども問題となつています。最近の家賃の滞納や退去の実績について、お答えください。

○里見参考人 当機構の賃貸借契約におきましては、家賃等の滞納が三カ月以上となった場合に契約解除となる旨を約定しておりますので、三カ月以上の滞納という件数についてお答えをさせていただきます。直近三カ年で申し上げますと、平成二十八年度が約四千三百件、平成二十九年度は約三千八百件、平成三十年度的におきましては約三千件と減少傾向となっております。

また、家賃滞納に伴う法的措置により明渡しを求めて退去に至った実績につきましては、平成二

十八年度が約二千百件、平成二十九年度は約二千件、平成三十年度的におきましては約千九百件と減少傾向となっております。

○高橋(千)委員 今、ざっと数字を言ってもらったわけですが、家賃が、確かに規定上、三カ月で明渡しというふうなことになるわけですから、明渡しというふうな人数と、その半分くらいは明渡しというふうなことになるという数字ではないかと思えます。

その中で、やはり孤独死あるいは孤立死と言われるような状態が、二百件前後、毎年あるということも極めて厳しい状況ではないか、このように指摘したいと思えます。

それで、今度は、コロナで住まいを失った方への入居のあつせんについてどのように考えているか、お伺いします。

○里見参考人 お住まいを失った方に対してURとしてどう受けとめるかということでございますが、リーマン・ショック後に制度ができたわけですが、UR賃貸住宅に新たに入居されるような方につきましては、住居確保給付金、これは厚労省の制度でございますけれども、住居確保給付金の支給を受ける場合に、収入要件の特例を設ける等の対応をして受け入れるという制度が引き続きございますので、そういうものを改めて周知しまして、御相談を受ける体制を整えておるところでございます。

○高橋(千)委員 その点もぜひ周知を、わかるようにはお願いしたいなと思っております。

それで、今度は国交省に伺います。総務省の二〇一八年一月の、公的住宅の供給等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告というのが出されております。

これは、二〇〇六年の住生活基本法に基づき、「都道府県が策定する都道府県住生活基本計画に

おいて、区域内における多様な住生活困窮者の居住の状況や、民間賃貸住宅の需給状況等を踏まえ、公的な支援により居住の安定の確保を図るべき世帯の数を的確に把握した上で、必要な公営住宅の供給の目標量を設定する」ということになっていくわけですが、その際、区域内に存する公営住宅以外の公的賃貸住宅ストックの活用も図ること」として、そういうのを全体的にわかつた上で計画をつくるんだと。当たり前のことだと思ふんです。そのときに、UR賃貸住宅も公的賃貸住宅計画に位置づけられていることは明記しています。

その上で、調査した十五都道府県のうち、URの公団住宅について、管理戸数は提供されたものの、空き家募集戸数が経営上の理由から提供されず、その活用想定戸数を独自に想定して、いわゆる想像して書くしかなかったという指摘があるんです。

国交省に対して、URに対し、都道府県による公営住宅の供給目標量の設定に向けた確実な情報提供についての協力を要請することと勧告をしています。

国交省はどう動いたのか。大臣も直接要求を受けたらしていると思うんですが、公営住宅を補完する公的賃貸住宅としてのURの役割をどう考えるのか、情報提供を求めていくべきだと思いますが、見解を伺います。

○赤羽国務大臣 今御指摘のあった総務省からの勧告を受けまして、国交省として、都市再生機構に対しまして、都道府県による公営住宅の供給目標量の設定に向けた情報提供の依頼等があった際には適切に対処するよう要請をしたところでございます。この勧告後、地方自治体からの情報提供要請に対して、URは全て回答していると承知をしております。

国交省としては、引き続き、必要な協力を行うよう指導してまいりたいと思っております。

○高橋(千)委員 全て回答しているということでしたが、そうしたら住民にもわかるようになって

いるんでしょうか。

○眞鍋政府参考人 今大臣が御答弁したように、地方公共団体からの要請に応じて、UR、都市再生機構の方から情報提供をさせていただきます。

住民に対する御説明については、地方公共団体の

の方で、それぞれ公営住宅の供給目標を策定する際にどのような取扱いになるのかということで、独自で御判断いただいているものだと思います。

○高橋(千)委員 なるほど。独自でということですね。

そうすると、計画のときは確かにこの数が上がってきているかもしれないけれども、そこが表には見えてこないもので、こうした質問をさせていただきます。

重ねて、情報提供について住民に対してもお願いをしたい、ただ、勧告を受けてすぐ動いてくださったということは評価をしたい、このように思います。

それで、二〇一七年四月の住宅セーフティーネット法の審議の際に、我が党の本村伸子議員の質問に対して石井啓一前大臣は、公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を確保する住宅セーフティーネットの根幹をなすものというように答えていらつしやいます。地方公共団体が地域の実情を踏まえて必要な公営住宅を整備できるよう、引き続き、社会資本整備総合交付金、これは何でもいいんですが、支援を行ってまいりたいという答弁をされているんですね。

このときの附帯決議にも、「本法による住宅セーフティネット機能の強化とあわせ、公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅政策についても、引き続き着実な推進に努めること」というふうに決議がされております。

公営住宅法第一条あるいは住生活基本法第六条に照らしても、住まいは人権、住まいは憲法二十五条に基づく健康で文化的な生活にとつての基盤だと思ひます。

この点での大臣の認識を伺うとともに、公営住宅について、これからの建設も含め必要な供給を

進めていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

○赤羽国務大臣 石井前大臣が御答弁されたように、公営住宅は住宅セーフティーネットの根幹であるということは私も全く同感でございます。

また、住まいは人権、社会保障の基盤ということ、今おっしゃられました。

私は、二十五年前の阪神・淡路大震災で、数多くの兵庫県民、被災者が住宅を失ひ、また、その結果、全く縁のなかつた土地で、小さな仮設住宅で、新しいコミュニティの中で生活をせざるを得なかつた、そうした苦難を、私も被災者の一人でありましたので、似たような状況で被災生活をしてきました。そのときに思つたのは、やはり被災者であるうと、憲法二十五条で保障されている人権というか人間の尊厳というのは守られるべきだということをお私はそのときに強烈に思つたわけでございます。

その人間の尊厳を守られるベースはやはり住宅、居住だというふうに思っておりますので、今、高橋委員からも言われておりましたが、住宅に困窮する方々の居住の安定の確保のために、公営住宅というのにはセーフティーネットの根幹であるというふうに承知をしております。

現在、地方公共団体において、公共団体もそれぞれ行財政の状況も大変厳しいわけであるのと、公営住宅のストックも相当老朽化も進んでおりまして、その改修ですとか建てかえも鋭意進めていただいているところでございます。

国としても、社会資本整備総合交付金等を利用してしながらしっかりと支援をするということ、加えて、重層的な住宅セーフティーネットを構築するということが重要でありますので、公営住宅はもとより、先ほどもあるやうなところがありましてURの賃貸住宅等の公的賃貸住宅ですとか、住宅セーフティーネット法に基づいて登録されております住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅、また、サ高住等々の民間の力もかりながら、しっかりとした住宅セーフティーネット機能の強化を図つて

いきたい、こう決意をしております。

○高橋(千)委員 大臣から心のこもつた答弁をいただきました。

今、この最後のところにURについてもというふうに言つていただきました。昨年の公団自治協の決起集会のときに、その直前に赤羽大臣に会つてきましたよということで、大臣がしっかりと受けとめていただいたということで皆さんが期待をしておりますので、こんなときに追い出されるような方が実際に起こっている、これはもうあつてはならないことでありますので、本心に尊厳が問われる事態が実は起こっているということを受けとめていただいて、しっかりとお願いしたいし、きょうせつかく機構からも来ていただきたい、いますので、重ねてお願いをしたいと思ひます。

残つた時間で、きのうやり残したことで、地域交通のことをもう一回質問したいと思ひます。

二〇一一年、地域交通の補助事業がちょうど始まつた年でしたけれども、東日本大震災があつて、私が、瓦れきの中でもミニバスなら走れるということと被災地の特例を求めました。

その後、特定被災地域公共交通調査事業という名目で、三千五百万円から最大六千万円の段階があつて、定額補助ということで制度がつくられました。その三千五百万と六千万、四段階くらいあるんですが、その差は何かという、立ち寄る仮設住宅がどれだけあるかということで決まつたわけでありまして。三年の期限とやつていたものがずっと延長していただいて、来年三月末が、つまり今年度末が期限となつていくわけです。

仮設住宅はほぼなくなつてきたわけですが、実際には、公営住宅やあるいは高台移転で、本当に、路線バスから外れ、ほかにマイカーがなければ通えないような、そういう条件も新たに生まれてきているんですね。やはりそれに応えて延長していくべきだと思つております。

現在の実績と、それから、特に避難解除を順次行つてきた福島などは今後も必要だと思ひます

が、今後の延長、拡充に向けて答弁をお願いいたします。

○瓦林政府参考人 お答え申し上げます。

地域公共交通確保維持改善事業の被災地特例の実績につきましては、地域内コミュニティバス等の運行につきましては、補助対象の自治体数といひましては、これは先ほど委員御指摘のとおり、応急仮設住宅が令和元年九月時点で六百程度になつていくということなどもございまして、最大時は、平成二十七年、三十三市町村、二百二十系統でございましたが、令和二年度現在は、福島、岩手両県の五市町村、そして系統数では二十八系統となつてございます。

今後につきましてでございます。被災地の方々に寄り添つて、どういうふうな形で足を維持していくか。公営住宅になりました場合につきましては一般会計の方の補助ということでやつておりますけれども、いろいろな特例もございまして、それは運輸局も通じまして、地域の実情を把握しながらしっかりと対応してまいりたいと考えてございます。

○高橋(千)委員 時間になりました。これはぜひ、今実情を踏まえながらとお答えいただきましたので、実態はまだまだ必要とされておりますから、これにに応じていただいて、延長してやつていただきたいということを強く要望して、終わりたいと思ひます。

ありがとうございます。

○土井委員長 次に、内閣提出、道路法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣赤羽一嘉君。

道路法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○赤羽国務大臣　ただいま議題となりました道路法等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

近年、大型車両の通行が増加しており、通行許可手続の長期化が課題となっております。また、バス停留所の散在等による交通の混雑の緩和、歩行者中心のぎわいのある道路空間の構築、中山間地域等における自動運転による移動サービスへの対応も必要であります。加えて、昨年の台風十九号を始め、頻発する自然災害への対応強化が急務となっております。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第でございます。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、車両の重量等が一定限度を超過する大型車両について、あらかじめ国土交通大臣の登録を受け、確認を受けた通行可能経路については、通行許可手続を経ることなく道路を通行できることとしております。あわせて、登録等の事務を行う法人を国土交通大臣が指定することができることとしております。

第二に、バス、タクシー、トラック等の事業者専用の停留施設である特定車両停留施設を道路の附属物として位置づけ、道路管理者が当該施設への停留料金を徴収できることとしております。あわせて、施設の運営については、公共施設等運営権制度を活用できることとしております。

第三に、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図る道路として、道路管理者が歩行者利便増進道路を指定する制度を創設し、特別の構造基準を設定するとともに、公募占用制度による長

期間の占用を可能とするなど占用の基準を緩和することとしております。あわせて、歩行者利便増進道路における無電柱化について、無利子貸付制度を創設することとしております。

第四に、自動車の自動的な運行を補助するための施設である自動運行補助施設を道路の附属物及び占用物件として位置づけることとしております。あわせて、民間による自動運行補助施設の整備について、無利子貸付制度を創設することとしております。

第五に、地方公共団体が管理する道路について、国土交通大臣が道路啓開及び災害復旧を代行することができるよう制度を拡充することとしております。

そのほか、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由でございます。この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議を何とぞよろしくお願い申し上げます。

○土井委員長　これにて趣旨の説明は終わりました。次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時九分散会

道路法等の一部を改正する法律案

道路法等の一部を改正する法律

(道路法の一部改正)

第一条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の二を」第五節に、「第五節を」第六節に、「第六節を」第七節に、「第七節を」第八節に、「第八節を」第九節に、「第九節を」第十節に、「第十節を」第十一節に、「第十一節を」第十二節に

「二」を「第八節」に、「第七節 利便施設協定(第四十八条の二十一、第四十八条の二十二)」を

第十節 特

第十一節

第十二節

行者利便増進道路(第四十八条の二十一、第四十八条の二十九)定車両停留施設(第四十八条の三十一、第四十八条の三十六)利便施設協定(第四十八条の三十七、第四十八条の三十九)自動車駐車場等運営事業(第四十八条の四十一、第四十八条の四十五)「第四十八条の二十三、第四十八条の二十八」を「第四十八条の四十六、第四十八条の五十一」に改める。

第二条第二項第一号中「さく」を「柵」に、「駒止」を「駒止め」に改め、同項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 特定車両停留施設(旅客の乗降又は貨物の積卸しによる道路における交通の混雑を緩和することを目的として、専ら道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)による一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)による一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車その他の国土交通省令で定める車両(以下「特定車両」という。)を同時に二両以上停留させる施設で道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるものという。以下同じ)。

第二条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 自動運行補助施設(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法により道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十一条第一項第二十号に掲げる自動運行装置を備えている自動車の自動的な運行を補助するための施設その他これに類するものをいう。以下同じ)で道路上に又は道路の路面下に第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

第二条第三項中「昭和二十六年法律第百八十五号」を削る。

第十七条第七項中「前項」を「前二項」に改め、

同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

七 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する次の各号に掲げる道路について当該各号に定める管理(高度の技術を要するものが高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。)を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、第十三条第一項、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

一 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道 維持(道路の啓開のために行うものに限る。)

二 都道府県道又は市町村道 災害復旧に関する工事

第二十四条中「若しくは第六項を」、「第六項若しくは第七項」に改める。

第二十四条の二第一項中「第三項」の下に「(第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。)」を、「第四十八条の七第一項の下に「第四十八条の三十五第一項」を加える。

第二十七条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は同条第七項の規定により指定区間外の国道、都道府県道若しくは市町村道の維持若しくは都道府県道若しくは市町村道

の災害復旧に関する工事を行う場合」を加える。
第三十二条第一項第三号中「軌道」の下に「自動運行補助施設」を加え、同項第七号中「を除く外を」のほか「に」「虞を」それぞれに改める。

第三十三条第二項中「次に掲げる工作物」の下に「物件」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 前条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの（以下「歩行者利便増進施設等」という。）で、第四十八条の二十第一項に規定する歩行者利便増進道路（第四十八条の二十一の技術的基準に適合するものに限る。第四十八条の二十三第一項、第三項及び第五項、第四十八条の二十四第一項並びに第四十八条の二十七第二項第二号において同じ。）の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域以下「利便増進誘導区域」という。）内に設けられるもの（道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）

第三十三条第二項に次の一号を加える。

五 前条第一項第三号に掲げる自動運行補助施設で、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

第三十三条に次の四項を加える。
3 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増

進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

4 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

5 前二項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。

6 第二項の規定による許可（同項第三号に係るものに限る。）に係る前条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、前条第二項中「申請書」とあるのは「申請書に、次条第二項第三号の措置を記載した書面を添付して」と、第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。
第四十五條の次に次の一条を加える。
（自動運行補助施設の性能の基準等）
第四十五條の二 道路の附属物である自動運行補助施設の性能の基準その他自動運行補助施設に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

2 道路管理者は、道路の附属物である自動運行補助施設を設置した場合においては、当該自動運行補助施設の性能、当該自動運行補助施設を設置した道路の場所その他必要な事項を、国土交通省令で定めるところにより、公示しなければならない。公示した事項を変更した場合においても、同様とする。

第三章第八節中第四十八条の二十八を第四十八条の五十一とする。
第四十八条の二十七中「第四十八条の二十四各号」を「第四十八条の四十七各号」に改め、同条を第四十八条の五十一とし、第四十八条の二十六を第四十八条の四十九とし、第四十八条の二十三から第四十八条の二十五までを二十三条ずつ繰り下げる。

第三章第八節を同章第十三節とする。
第三章第七節中第四十八条の二十二を第四十

八条の三十九とし、第四十八条の二十一を第四十八条の三十八とする。

第四十八条の二十第一項中「第四十八条の二十二」を「第四十八条の三十九」に改め、同条を第四十八条の三十七とする。

第三章第七節を同章第十一節とし、同節の次に次の一節を加える。

第十二節 自動車駐車場等運営事業
（自動車駐車場等運営事業に関する料金の徴収の特例）
第四十八条の四十 道路管理者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。）第十九条第一項の規定により自動車駐車場等運営権（自動車駐車場等運営事業（自動車駐車場等の運営等（民間資金法第二条第六項に規定する運営等という。）以下この項において同じ。）であつて、当該自動車駐車場等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該運営等を行う者が自らの収入として収受するもの及びこれに附帯する事業をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権（民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設

定する場合においては、第二十四条の二第一項及び第四十八条の三十五第一項の規定にかかわらず、当該自動車駐車場等運営権を有する者（以下「自動車駐車場等運営権者」という。）に当該自動車駐車場等運営事業に係る利用料金を自らの収入として収受させるものとする。

2 第二十四条の二第二項及び第三項の規定は道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に係る前項の利用料金について、第四十八条の三十五第二項及び第三項の規定は特定車両停留施設に係る前項の利用料金について、それぞれ準用する。この場合において、第二十四条の二第三項（第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。）中「道

路管理者」とあるのは、「第四十八条の四十第一項に規定する自動車駐車場等運営権者」と読み替えるものとする。
（民間資金法の特例）
第四十八条の四十一 道路管理者が民間資金法第五条第一項の規定により自動車駐車場等運営事業（特定車両停留施設に係るものに限る。）に係る実施方針を定める場合における民間資金法第十七条の規定の適用については、同条第二号中「内容」とあるのは、「内容（災害時における緊急輸送の確保その他交通の機能の維持に關し必要な措置を含む。）とする。

2 道路管理者が民間資金法第二十二條第一項の規定により自動車駐車場等運営事業に係る公共施設等運営権実施契約を締結する場合における同項の規定の適用については、同項第一号中「方法」とあるのは「方法（災害時における緊急輸送の確保その他交通の機能の維持に關し必要な措置を含む。）」と、同項第三号中「公共施設等の利用に係る約款を定める場合

には、その決定手続及び公表方法」とあるのは「供用約款の決定手続及び公表方法並びに利用料金の公表方法」とする。
（利用料金の変更命令及び公示）
第四十八条の四十二 自動車駐車場等運営権を設定した道路管理者（以下「特定道路管理者」という。）は、自動車駐車場等運営権者から民間資金法第二十三條第二項の規定により届け出られた利用料金が第四十八条の四十第二項において準用する第二十四条の二第二項又は第四十八条の三十五第二項の規定に違反すると認めるときは、自動車駐車場等運営権者に對し、期限を定めて、その利用料金を変更すべきことを命ずることができる。

2 特定道路管理者は、自動車駐車場等運営権者から民間資金法第二十三條第二項の規定による届出を受けたときは、前項に規定する場合を除き、当該届出の内容を条例（国道にあつては、国土交通省令）で定める方法により

（公示しなければならない。）

（国土交通大臣への通知）

第四十八条の四十三 指定区間外の国道の道路管理者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。

一 民間資金法第八条第一項の規定により自動車駐車場等運営事業を実施する民間事業者を選定したとき。

二 自動車駐車場等運営事業に係る民間資金法第二十六条第二項の許可をしたとき。

三 民間資金法第二十九条第一項の規定により自動車駐車場等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命じたとき。

四 公共施設等運営権の存続期間の満了に伴い、又は民間資金法第二十九条第四項の規定により自動車駐車場等運営権が消滅したとき。

（自動車駐車場等運営権を設定した場合における読替え）

第四十八条の四十四 特定道路管理者が民間資金法第十九条第一項の規定により自動車駐車場等運営権を設定した場合における第二十四条の三及び第四十八条の三十六の規定の適用については、これらの規定中「事項」とあるのは「事項（同項に規定する利用料金に関する事項を除く。）」と、第二十四条の三中「前条第一項の規定により駐車料金を徴収する」とあり、及び第四十八条の三十六中「前条第一項の規定により停留料金を徴収する」とあるのは、第四十八条の四十第一項の規定により利用料金を収受させる」と、第二十四条の三の見出し中「駐車料金等」とあるのは「駐車することのできる時間等」と、同条中「駐車料金、駐車する」とあるのは「駐車する」と、第四十八条の三十六の見出し中「停留料金等」とあるのは「停留することのできる時間等」と、同条中「停留料金、停留する」とあるのは「停留する」とする。

（自動車駐車場等運営権者に対する道路管理者の承認等の特例）

第四十八条の四十五 自動車駐車場等運営権者がその運営する自動車駐車場等について行う国土交通省令で定める行為についての第二十四条本文並びに第三十二条第一項及び第三項の規定の適用については、自動車駐車場等運営権者と特定道路管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による承認又は許可があつたものとみなす。

第四十八条の十九第一項中「又は災害復旧に関する工事」を削り、「次の各号に掲げる道路について当該各号に定める管理」を「指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道で次の各号のいずれかに該当するものの維持（道路の啓開のために行うものに限る。）」に、「及び」を「並びに」に改め、「第三項まで」の下に「及び第七項」を加え、同項各号を次のように改める。

一 重要物流道路

二 重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であつて、当該災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わつて必要となるものとして国土交通大臣が当該道路の道路管理者の同意を得てあらかじめ指定したもの。

第四十八条の十九第二項中「又は災害復旧に関する工事」を削る。

第三章第六節の二を同章第八節とし、同節の次に次の二節を加える。

第九節 歩行者利便増進道路

（歩行者利便増進道路の指定）

第四十八条の二十 道路管理者は、道路の構造、車両及び歩行者の通行並びに沿道の土地利用の状況並びにこれらの将来の見通しその他の事情を勘案して、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資するた

め、その管理する道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この条において同じ。）のうち、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるものについて、区間を定め、歩行者利便増進道路として指定することができる。

2 道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の存する市町村を統括する市町村長に協議しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 指定市以外の市町村は、第一項の規定による指定をしようとするときは、当該市町村の区域内に存する都道府県が管理する道路であつて、当該指定をしようとする道路と歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図る上で密接な関連を有するものについて、区間を定めて、歩行者利便増進道路として併せて指定することができる。

4 指定市以外の市町村は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る道路を管理する都道府県に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（歩行者利便増進道路の構造の基準）

第四十八条の二十一 歩行者利便増進道路に係る第三十条第一項及び第三項に規定する道路の構造の技術的基準は、これにより歩行者利便増進道路における歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進が図られるように定められなければならない。

（歩行者利便増進道路の管理の特例）

第四十八条の二十二 第四十八条の二十第三項の規定により都道府県が管理する道路を歩行者利便増進道路として指定した指定市以外の市町村は、当該歩行者利便増進道路の改築、維持若しくは修繕又は当該歩行者利便増進道路に附属する道路の新設若しくは改築のうち、歩行者の滞留の用に供する部分を確保するための歩道の拡幅その他の歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの（第十七条第一項から第四項までの規定により指定市、指定市以外の市又は町村が行うこととされているものを除く。以下この条において「歩行者利便増進改築等」という。）を都道府県に代わつて行うことが適當であると認められる場合においては、第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。

2 指定市以外の市町村は、前項の規定により歩行者利便増進改築等を行おうとするとき、及び当該歩行者利便増進改築等の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 指定市以外の市町村は、第一項の規定により歩行者利便増進改築等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

4 第一項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（公募対象歩行者利便増進施設等の公募占用指針）

第四十八条の二十三 道路管理者は、利便増進誘導区域において第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができ

る者を公募により決定することが、道路占用者の公平な選定を図るとともに、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の増進を図る上で特に有効であると認められる歩行者利便増進施設等(以下「公募対象歩行者利便増進施設等」という。)について、道路の占用及び公募の実施に関する指針(以下「公募占用指針」という。)を定めることができる。

2 公募占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 公募対象歩行者利便増進施設等の種類
二 当該公募対象歩行者利便増進施設等のための道路の占用の場所
三 当該公募対象歩行者利便増進施設等のための道路の占用の開始の時期

四 道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるもの
五 第四十八条の二十六第一項の規定による認定の有効期間

六 占用予定者(公募対象歩行者利便増進施設等に係る第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者をいう。以下同じ。)を選定するための評価の基準
七 前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関する事項その他必要な事項

3 前項第二号の場所は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが歩行者利便増進道路の管理上適切でない場所として国土交通省令で定める場所については定めないのである。
4 第二項第五号の有効期間は、二十年を超えないものとする。

5 道路管理者は、公募占用指針を定め、又はこれを変更しようとする場合においては、あらかじめ、当該公募占用指針に係る歩行者利便増進道路の存する市町村を統括する市町村長(当該歩行者利便増進道路の道路管理者が市町村である場合の当該市町村を統括する市町村長を除く。)及び学識経験者の意見を聴かなければならない。
6 道路管理者は、公募占用指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。
(歩行者利便増進計画の提出)
第四十八条の二十四 歩行者利便増進道路に公募対象歩行者利便増進施設等を設置するため道路を占用しようとする者は、公募対象歩行者利便増進施設等のための道路の占用に関する計画(以下「歩行者利便増進計画」という。)を作成し、第四十八条の二十六第一項の規定によるその歩行者利便増進計画が適当である旨の認定を受けるための選定の手続に参加するため、これを道路管理者に提出することができる。

2 歩行者利便増進計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第三十二条第二項各号に掲げる事項
二 道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い講ずるもの
三 その他国土交通省令で定める事項

3 歩行者利便増進計画の提出は、道路管理者が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。
(占用予定者の選定)
第四十八条の二十五 道路管理者は、前条第一項の規定により公募対象歩行者利便増進施設等を設置するため道路を占用しようとする者から歩行者利便増進計画が提出されたときは、当該歩行者利便増進計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 当該歩行者利便増進計画が公募占用指針

に照らし適切なものであること。

二 当該歩行者利便増進施設等のための道路の占用が第三十二条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三 当該歩行者利便増進施設等のための道路の占用が道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと。

四 当該歩行者利便増進計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

2 道路管理者は、前項の規定により審査した結果、歩行者利便増進計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第四十八条の二十三第三項第六号の評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての歩行者利便増進計画について評価を行うものとする。

3 道路管理者は、前項の評価を行うとする場合において、当該評価に係る歩行者利便増進計画に従つて公募対象歩行者利便増進施設等を設置する行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該歩行者利便増進計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。

4 道路管理者は、第二項の評価に従い、道路の機能を損なうことなく当該道路の歩行者の利便の増進を図る上で最も適切であると認められる歩行者利便増進計画を提出した者を占用予定者として選定するものとする。

5 道路管理者は、前項の規定により占用予定者を選定しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

6 道路管理者は、第四項の規定により占用予定者を選定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。

(歩行者利便増進計画の認定)
第四十八条の二十六 道路管理者は、前条第六項の規定により通知した占用予定者が提出した歩行者利便増進計画について、道路の場所を指定して、当該歩行者利便増進計画が適当である旨の認定をするものとする。

2 道路管理者は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。
(歩行者利便増進計画の変更等)
第四十八条の二十七 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定計画提出者」という。)は、当該認定を受けた歩行者利便増進計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならない。

2 道路管理者は、前項の変更の認定の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。

一 変更後の歩行者利便増進計画が第四十八条の二十五第一項第一号から第三号までに掲げる基準を満たしていること。
二 当該歩行者利便増進計画の変更することについて、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。

3 前条第二項の規定は、第一項の変更の認定をした場合について準用する。
(公募を行った場合における道路の占用の許可)
第四十八条の二十八 認定計画提出者は、第四十八条の二十六第一項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。第四項及び次条において「計画の認定」という。)を受けた歩行者利便増進計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次項及び次条第二号において「認定歩行者利便増進計画」という。)に従つて公募対

象歩行者利便増進施設等を設置しなければならない。 2 道路管理者は、認定計画提出者から認定歩行者利便増進計画に基づき第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請があつた場合においては、これらの規定による許可を与えなければならない。 3 前項の規定による許可に係る第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、第三十二条第二項中「申請書」とあるのは「申請書に、第四十八条の二十四第二項第二号の措置を記載した書面を添付して、」と、第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。 4 計画の認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、第四十八条の二十六第一項の道路の場所については、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請をすることができない。 (地位の承継) 第四十八条の二十九 次に掲げる者は、道路管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。 一 認定計画提出者の一般承継人 二 認定計画提出者から、認定歩行者利便増進計画に基づき設置又は管理が行われる公募対象歩行者利便増進施設等の所有権その他当該公募対象歩行者利便増進施設等の設置又は管理に必要な権原を取得した者 第十節 特定車両停留施設 (車両の種類の指定) 第四十八条の三十 道路管理者は、まだ供用の開始がない特定車両停留施設について、国土交通省令で定めるところにより、特定車両のうち、当該特定車両停留施設を利用することができる車両の種類を指定するものと	する。 2 道路管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。 (特定車両停留施設の構造等) 第四十八条の三十一 特定車両停留施設の構造及び設備の技術的基準は、特定車両停留施設を利用することができる特定車両の種類ごとに、国土交通省令で定める。 (車両の停留の許可) 第四十八条の三十二 特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。 2 前項の許可を受けようとする者は、停留させる車両に係る事項、当該車両を停留させる日時その他特定車両停留施設を利用する特定車両の種類ごとに国土交通省令で定める事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。 3 第一項の許可を受けた者は、当該許可の申請に係る前項に規定する事項を変更しようとする場合においては、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。 (特定車両の停留の許可基準) 第四十八条の三十三 道路管理者は、前条第一項又は第三項の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。 一 当該許可の申請に係る車両が特定車両のうち第四十八条の三十一第一項の規定により指定した種類のものであること。 二 当該許可の申請に係る前条第二項に規定する事項が特定車両停留施設の構造の保全及び適正かつ合理的な利用の確保、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他の観点か	ら政令で定める基準に適合するものであること。 (利用の制限等の表示) 第四十八条の三十四 道路管理者は、特定車両停留施設の入口その他必要な場所に利用の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。 (特定車両停留施設の停留料金及び割増金) 第四十八条の三十五 道路管理者は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定めるところにより、特定車両停留施設に特定車両を停留させる者から、停留料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両を停留させる場合においては、この限りでない。 2 前項の停留料金の額は、次の原則によつて定めなければならない。 一 特定車両を停留させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 二 特定車両を停留させる者の負担能力に鑑み、その利用を困難にするおそれのないものであること。 三 特定車両停留施設を利用することができず特定車両と同一の種類車両を同時に二両以上停留させる付近の施設で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの停留料金に比して著しく均衡を失しないものであること。 3 第二十四条の二第三項の規定は、第一項の停留料金を不法に免れた者について準用する。 (特定車両停留施設の停留料金等の公示) 第四十八条の三十六 道路管理者は、前条第一項の規定により停留料金を徴収する特定車両停留施設について、条例(国道にあつては、国土交通省令)で定めるところにより、停留料金、停留することができる時間その他特定	車両停留施設の利用に関し必要な事項を公示しなければならない。 第三章第六節を同章第七節とする。 第四十八条の二第三項中(昭和二十六年法律第八十三号)を削り、「以下次条中」を「次条において」に改める。 第三章第五節を同章第六節とする。 第四十七条の八第一項第三号に次のように加える。 ホ 道路の附属物である自動車駐車場若しくは自転車駐車場又は特定車両停留施設(以下「自動車駐車場等」という。)と道路一体建物とが一体的な構造となる場合であつて、当該自動車駐車場等と連絡する通路その他の当該道路一体建物の部分を当該自動車駐車場等の多数の利用者が利用すると見込まれるときは、当該部分の整備及び管理に係る措置 第三章第四節の二を同章第五節とする。 第五十条第五項及び第五十一条第三項中「第四十八条の十九第一項」を「第十七条第七項又は第四十八条の十九第一項」に改める。 第六十四条第一項中「同条第三項」の下に「第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。」を加え、「連結料並びに」を「連結料、」に改め、「負担金」の下に「、第四十八条の三十五第一項の規定に基づく停留料金並びに自動車駐車場等運営権の設定の対価」を加える。 第七十三条第一項中「又は連結料」を「、連結料又は停留料金」に改める。 第七十六条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。 三 道路の附属物である自動運行補助施設の設置状況 第七十六条に次の一項を加える。 2 都道府県知事は、市町村である道路管理者から前項第三号に掲げる事項の報告を受けたときは、その内容を国土交通大臣に報告しなければならない。
--	---	--	---

第九十五条の二第二項中「若しくは制限し」の下に、「第四十八条の二十第一項若しくは第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をしを加え、」若しくは道路を「道路」に改め、「自動車駐車場」の下に「を設け、若しくは道路に接して特定車両停留施設を加える。

第九十七条第一項第一号中「第二十四条の二第一項及び第三項」の下に「(第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。)」を、「第四十七条の二第三項」の下に、「第四十八条の三十五第一項を加え、同項第三号中「第十七条第四項」の下に、「第四十八条の二十第三項及び第四十八条の二十二第一項」を加える。

目次中「第四十七条の六」を「第四十七条の十六」に、「第四十七条の七」を「第四十七条の十七」に、「第十三節 道路協力団体(第四十八条の四十六―第四十八条の五十二)」を「第十四節 道路協力団体(第四十八条の六十一―第四十八条の六十五)」に改める。

第四十七条第一項中「以下本節及び第八章中」を「第四十七条の五第三号及び第四十七条の六第一項第一号を除き、以下この節及び第八章において」に改める。

第四十七条の二第二項中「次条第一項及び第七十二条の二第二項において」を「以下」に改める。

第四十七条の三第一項中「を特定を」(第四十七条の十第三項の回答の内容に従った通行を除く。以下この項において同じ。)を「特定」に改める。

第四十七条の十一を第四十七条の二十一とし、第四十七条の七から第四十七条の十までを十条ずつ繰り下げ、第三章第四節中第四十七条の六を第四十七条の十六とし、第四十七条の五を第四十七条の十五とする。

第四十七条の四第一項中「違反して」を「違反し、若しくは第四十七条の十第三項の回答の内容に従わないで」に改め、同条を第四十七条の

第九十九条中「第三十九条の五第一項」の下に「若しくは第四十八条の二十六第一項」を、「係る占用入札」の下に「若しくは公募(以下「占用入札等」という。))を加え、「当該占用入札を」当該占用入札等」に改める。

第百条中「占用入札」を「占用入札等」に改める。

第百三条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定に違反して特定車両停留施設に車両を停留させた者

第二条 道路法の一部を次のように改正する。

第十四とする。

第四十七条の三の次に次の十条を加える。

(限度超過車両の登録)

第四十七条の四 限度超過車両を通行させようとする者は、当該限度超過車両について、国土交通大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 第一項の登録(第二項の登録の更新を含む。以下「登録」という。)を受けようとする者は、第四十八条の五十九第一項に規定する場合を除き、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

(登録の申請)

第四十七条の五 登録を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 道路運送車両法による自動車登録番号

二 限度超過車両を通行させようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 車両(人が乗車しておらず、かつ、貨物が積載されていない状態におけるものをいい、他の車両を牽引する場合にあつては当該牽引される車両を含む。次条第一項第一号において同じ。)の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径

四 限度超過車両の通行経路に係る記録の保存の方法

五 限度超過車両が貨物を積載する車両(以下「貨物積載車両」という。)である場合にあっては、積載する貨物の重量に係る記録の保存の方法その他国土交通省令で定める事項

(登録の基準等)

第四十七条の六 国土交通大臣は、登録の申請に係る限度超過車両が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その登録をしなければならない。

一 車両の構造が国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準に適合するものであること。

二 限度超過車両の通行経路に係る記録の保存の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

三 限度超過車両が貨物積載車両である場合

にあつては、その積載する貨物の重量に係る記録の保存の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 国土交通大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録を受けた者に通知しなければならない。

(変更の届出等)

第四十七条の七 登録を受けた者は、第四十七条の五各号に掲げる事項(次項及び第四十七条の十三第三項第一号において「登録事項」という。)に変更があつたときは、第四十七条の十第一項の規定による求めをする時までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る登録事項が前条第一項各号の基準に適合しないと認める場合を除き、変更の登録をしなければならない。

(廃止の届出)

第四十七条の八 登録を受けた者は、登録を受けた限度超過車両(以下「登録車両」という。)の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録は、その効力を失う。

(登録の取消し)

第四十七条の九 国土交通大臣は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときには、その登録を取り消すことができる。

一 不正な手段により登録を受けたとき。

二 第四十七条の六第一項各号のいずれかに該当しなくなつたと認められるとき。

三 第四十七条の七第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(登録車両の通行に関する確認等)

第四十七条の十 登録車両を通行させようとする者は、国土交通省令で定めるところによ

り、国土交通大臣に対し、当該登録車両を道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないように通行させることができる経路（以下「通行可能経路」という。）の有無について、その確認を求めることができる。

2 前項の規定による求めは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 道路運送車両法による自動車登録番号

二 出発地及び目的地

三 登録車両が貨物積載車両である場合にあっては、その積載する貨物の幅、重量、高さ及び長さ

3 第一項の規定による求めを受けた国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、直ちに、当該求めに係る通行可能経路の有無を判定し、その結果について回答をするものとする。この場合において、通行可能経路があるときは、併せて、その内容及び当該通行可能経路の通行に係る通行時間その他の通行方法について回答をするものとする。

4 前項の規定による判定は、判定基準（登録車両の通行が、当該登録車両に係る第四十七条の五第三号及び第二項第三号に掲げる事項並びに第一項の規定による求めに係る出発地から目的地までの経路を構成することとなる道路の構造に関する情報に照らして、当該道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないものであるかどうかを判定するための基準として、国土交通省令で定めるところにより道路管理者が定めるものをいう。以下同じ。）に基づき、これを行うものとする。

5 第一項の規定による求めをしようとする者は、第四十八条の五十九第一項に規定する場合を除き、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

6 国土交通大臣は、第三項の回答をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該回答の内容を記載した書面を交付しなければならない。

ばならない。

7 前項の規定により書面の交付を受けた者は、当該回答に係る通行可能経路の通行中、当該書面を当該登録車両に備え付けていなければならない。

8 登録車両を第三項の回答の内容に従って通行させるときは、第四十七条第二項及び第三項の規定は、当該登録車両について適用しない。

（判定基準等の提供等）

第四十七条の十一 国土交通大臣は、前条第三項に規定する判定をするため、あらかじめ、道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。以下この条及び次条第三項において同じ。）に協議し、その同意を得て、当該道路管理者の判定基準及び当該判定に係る道路の構造に関する情報として国土交通省令で定めるもの（以下「判定基準等」という。）の提供を受けることができる。

2 前項の同意をした道路管理者は、直ちに、その判定基準等を国土交通大臣に提供しなければならない。

3 前項の道路管理者は、同項の規定により提供した判定基準等に変更があつたときは、直ちに、これを国土交通大臣に提供しなければならない。

4 国土交通大臣は、前二項の規定によりその判定基準等を提供した道路の道路管理者から当該道路に係る前条第三項の回答に関する情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

（登録車両の通行の記録及び報告）

第四十七条の十二 登録車両を第四十七条の十第三項の回答の内容に従って通行させる者は、当該登録車両ごとに、第四十七条の六第一項第二号及び第三号に規定する国土交通省令で定める基準に従つて、当該登録車両の通行経路及び当該登録車両に積載する貨物の重量を記録するとともに、当該通行に係る通行

時間その他国土交通省令で定める事項を記録し、これらを保存しなければならない。

2 国土交通大臣は、第四十七条の四からこの条までの規定を施行するため必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、同項の記録その他必要な事項についての報告を求めることができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、登録車両が通行した経路を構成する道路の道路管理者に対し、国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

（データベースの整備等）

第四十七条の十三 国土交通大臣は、第四十七条の十第三項の回答を迅速かつ適確に実施するため、次に掲げる情報を記録し、及び保存するデータベース（これらの情報の集合物であつて、特定の登録車両に係る通行可能経路の内容及び当該通行可能経路の通行に係る通行時間その他の通行方法を電子計算機を用いて容易に検索ができるように体系的に構成したものをいう。次項及び第四十八条の五十第一項第五号において同じ。）を整備することができる。

一 登録事項

二 判定基準等

三 第四十七条の十第三項の回答の実績その他国土交通省令で定める事項に関する情報

2 国土交通大臣は、前項のデータベースを整備した場合にあつては、当該データベースに記録された情報（判定基準その他国土交通省令で定めるものに限る。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第四十八条の十七 第一項中「貨物を積載する車両（以下「及び」という。）を削る。

第三章第十三節中第四十八条の五十一を第四十八条の六十五とする。

第四十八条の五十中「第四十八条の四十七各

号」を「第四十八条の六十一各号」に改め、同条を第四十八条の六十四とし、第四十八条の四十九を第四十八条の六十三とし、第四十八条の四十六から第四十八条の四十八までを十四条ずつ繰り下げる。

第三章中第十三節を第十四節とし、第十二節の次に次の一節を加える。

第十三節 指定登録確認機関

（指定）

第四十八条の四十六 国土交通大臣は、道路の交通の適切な管理に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、第四十八条の四十九に規定する業務（以下「道路交通管理業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、指定登録確認機関として指定することができる。

一 職員、道路交通管理業務の実施の方法その他の事項についての道路交通管理業務の実施に関する計画が、道路交通管理業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の道路交通管理業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 道路交通管理業務以外の業務を行つていない場合には、その業務を行うことによつて道路交通管理業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前三号に定めるもののほか、道路交通管理業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

2 前項の規定による指定は、道路交通管理業務の範囲を定めて行うものとする。

（欠格条項）

第四十八条の四十七 国土交通大臣は、前条第一項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録確認機関の指定をしてはならない。

一 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第四十八条の五十七第一項又は第二項の規定により指定登録確認機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者があること。

(指定の公示等)

第四十八条の四十八 国土交通大臣は、第四十八条の四十六第一項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)をしたときは、指定登録確認機関の名称及び住所、指定登録確認機関が行う道路交通管理業務の範囲、道路交通管理業務を行う事務所の所在地並びに道路交通管理業務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定登録確認機関は、その名称若しくは住所、指定登録確認機関が行う道路交通管理業務の範囲又は道路交通管理業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定登録確認機関の業務)

第四十八条の四十九 指定登録確認機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 次条第一項に規定する事務(以下「登録等事務」という。)を行うこと。

二 道路管理者の委託を受けて、第四十七条の二第二項の許可に係る審査の事務を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、道路の交通の適切な管理に資する業務を行うこと。

(指定登録確認機関による登録等事務の実施) 第四十八条の五十 国土交通大臣は、指定をしたときは、次に掲げる事務の全部又は一部を行わせることができる。

一 登録の実施に関する事務(第四十七条の九の規定による登録の取消しに関する事務を除く)。

二 第四十七条の十三第三項の回答の実施に関する事務

三 第四十七条の十一第二項及び第三項の規定による判定基準等の提供の受理並びに同条第四項の規定による情報の提供に関する事務

四 第四十七条の十二第二項の規定による報告の受理及び同条第三項の規定による通知に関する事務

五 第四十七条の十三第一項の規定による同項各号に掲げる事項のデータベースへの記録及び同条第二項の規定による公表に関する事務

2 国土交通大臣は、指定をしたときは、指定登録確認機関が行う前項第一号及び第二号の事務を行わないものとし、この場合における当該登録等事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 指定登録確認機関が登録等事務を行う場合における第四十七条の四から第四十七条の八まで及び第四十七条の十の規定の適用については、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「指定登録確認機関」とする。

(秘密保持義務等)

第四十八条の五十一 指定登録確認機関の役員及び職員並びにこれらの者であつた者は、登録等事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定登録確認機関の役員及び職員で登録等事務に従事する者は、刑法(明治四十年法律

第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(登録等事務規程)

第四十八条の五十二 指定登録確認機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録等事務に関する規程(以下「登録等事務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録等事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした登録等事務規程が登録等事務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その登録等事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の備付け等)

第四十八条の五十三 指定登録確認機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録等事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定登録確認機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録等事務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十八条の五十四 国土交通大臣は、道路交通管理業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録確認機関に対し、道路交通管理業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告 検査等)

第四十八条の五十五 国土交通大臣は、道路交通管理業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録確認機関に対し道路交通管理業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定登録確認機関の事務所に立ち入り、道路交通管理業務

の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録等事務の休廃止)

第四十八条の五十六 指定登録確認機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、登録等事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第四十八条の五十七 国土交通大臣は、指定登録確認機関が第四十八条の四十七第一号又は第三号に該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、指定登録確認機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて登録等事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十八条の五十三第三項の規定により読み替えて適用する第四十七条の六、第四十七条の七第二項又は第四十七条の十第三項、第四項若しくは第六項の規定に違反したとき。

二 第四十八条の五十一第一項、第四十八条の五十三又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第四十八条の五十二第一項の認可を受けた登録等事務規程によらないで業務を行ったとき。

四 第四十八条の五十二第三項又は第四十八条の五十四の規定による命令に違反したとき。

五 第四十八条の四十六第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
六 登録等事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

七 不正な手段により指定を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により登録等事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。
(国土交通大臣による登録等事務の実施)

第四十八条の五十八 国土交通大臣は、第四十八条の五十六第一項の規定により指定登録確認機関が登録等事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定登録確認機関に対し登録等事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録確認機関が天災その他の事由により登録等事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、第四十八条の五十二第二項の規定にかかわらず、登録等事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録等事務を行うこととし、又は同項の規定により行っている登録等事務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣が、第一項の規定により登録等事務を行うこととし、第四十八条の五十六第一項の規定により登録等事務の廃止を許可し、若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は第一項の規定により行っている登録等事務を行わないこととする場合における登録等事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。
(手数料)

第四十八条の五十九 指定登録確認機関が登録等事務を行う場合には、次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を当該指定登録確認機関に納付しなければならない

ない。

一 登録を受けようとする者

二 第四十七条の十一第一項の規定による求めをしようとする者

2 前項の規定により指定登録確認機関に納付された手数料は、当該指定登録確認機関の収入とする。

第六十四条第二項中「第四十七条の三第七項の下に」、第四十七条の四第五項及び第四十七条の十第五項を加える。

第七十一条第四項中「第四十七条の四第二項」を「第四十七条の十四第二項」に改め、同条第五項中「第四十七条の四第一項」を「第四十七条の十四第一項」に改める。

第九十一条第二項中「第四十七条の十一」を「第四十七条の二十一」に改める。

第二百二条中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 第四十八条の五十一第一項の規定に違反して、その職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

五 第四十八条の五十七第二項の規定による登録等事務の停止の命令に違反した者

第三百三条第六号中「第四十七条の四第一項」を「第四十七条の十四第一項」に改める。

第四百四条中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、同条第三号中「第四十七条の四第二項」を「第四十七条の十四第二項」に改め、同条を同条第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

三 第四十七条の十第七項の規定に違反して書面を備え付けなかった者

四 第四十七条の十二第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者

五 第四十七条の十二第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第百五条中「第四十七条の四第一項」を「第四十七条の十四第一項」に改める。

第百六条中第二号を第七号とし、第一号の次に次の五号を加える。

二 第四十七条の七第一項又は第四十七条の八第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第四十八条の五十三第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

四 第四十八条の五十三第二項の規定に違反した者

五 第四十八条の五十五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第四十八条の五十六第一項の規定による許可を受けないで登録等事務の全部を廃止した者

第七百七条中「前条まで」の下に「(第百二条第四号を除く。）」を加える。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第三条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「若しくは第六項」を「第六項若しくは第七項」に改める。

第五条第一項第一号及び第三号中「第八条第一項第二十六号」を「第八条第一項第二十七号」に改める。

第八条第一項第三十九号ただし書中「自動車駐車場」の下に「若しくは特定車両停留施設」を加え、同条を同項第四十一号とし、同項第三十八号を第四十号とし、第三十五号から第三十七号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三十四号中「第四十八条の二十七」を「第四十八条の五十」に改め、同条を同項第三十六号とし、同項第三十三号を第三十四号とし、同条の次に次の一号を加える。

三十五 道路法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定により許可し、及び同法第八十七条第一項の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

第八条第一項第三十二号を第三十三号とし、第二十六号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 道路法第四十五条の二第二項の規定により公示すること。

第八条第二項中「第二十八号、第三十四号又は第三十七号」を「第二十九号、第三十六号又は第三十九号」に、「又は第三十四号」を「又は第三十六号」に、「前項第二十八号」を「前項第二十九号」に改め、同条第三項中「第二十八号、第三十二号若しくは第三十四号」を「第二十九号、第三十三号若しくは第三十六号」に、「第一項第二十八号」を「第一項第二十九号」に、「第一項第三十七号」を「第一項第三十九号」に改め、同項ただし書中「第三十四号」を「第三十六号」に改め、同条第四項中「第二十八号まで、第三十号から第三十二号まで又は第三十四号から第三十八号まで」を「第二十五号まで、第二十七号から第二十九号まで、第三十一号から第三十三号まで又は第三十五号から第四十号まで」に、「第九号から第三十八号まで」を「第九号から第四十号まで」に改め、同条第五項中「第二十七号、第三十二号、第三十三号及び第三十八号」を「第二十八号、第三十三号から第三十五号まで及び第四十号」に改め、同条第六項中「第三十二号又は第三十三号」を「第三十三号又は第三十四号」に改め、同条第九項中「第三十五号」を「第三十七号」に改める。

第九条第一項第十四号ただし書中「自動車駐車場」の下に「若しくは特定車両停留施設」を加える。

第十四条中「若しくは第六項」を「第六項若しくは第七項」に改める。
第十七条第一項中第三十六号を第三十八号と

し、第三十一号から第三十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三十号中「第四十八条の二十七」を「第四十八条の五十」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項中第二十九号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一 道路法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定により許可し、及び同法第八十七条第一項の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

第十七条第一項中第二十八号を第二十九号とし、第二十二号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 道路法第四十五条の二第二項の規定により公示すること。

第十七条第二項中「第二十四号、第二十八号、第三十号又は第三十三号」を「第二十五号、第二十九号、第三十二号又は第三十五号」に、「前項第二十四号」を「前項第二十五号」に改め、同項ただし書中「第三十号」を「第三十二号」に改める。

第二十三条第三項中「平成七十七年九月三十日」を「令和四十七年九月三十日」に改める。

第三十条第一項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第四十八条の二十六」を「第四十八条の四十九」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第四十八条の二十五第一項」を「第四十八条の四十八第一項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第四十八条の二十三第一項」を「第四十八条の四十六第一項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 道路法第四十八条の三十第一項の規定による指定をすること。

第三十一条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「第四十八条の二十六」を「第四十八条の四十九」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第四十八条の二十五第一項」を「第四十八条の四十八第一項」に改め、

同号を同項第十号とし、同項第八号中「第四十八条の二十三第一項」を「第四十八条の四十六第一項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 道路法第四十八条の三十第一項の規定による指定をすること。

第三十六条中「第八条第一項第二十七号又は第十七条第二十三号」を「第八条第一項第二十八号又は第十七条第二十四号」に改める。

第五十四条第一項中「第八条第一項第三十六号又は第十七条第一項第三十二号」を「第八条第一項第三十八号又は第十七条第一項第三十四号」に改め、同条第三項中「第二十四条の二」の下に「、第四十八条の三十五」を加える。

第四条 道路整備特別措置法の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二十五号中「第四十七条の五」を「第四十七条の十五」に改め、同項第二十九号中「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七条の十一第一項」を加え、「同条第四項又は第五項」を「同法第四十七条の三第四項若しくは第五項又は第四十七条の十一第二項若しくは第三項」に改め、「許可基準等」の下に「又は判定基準等」を加え、「同条第九項」を「同法第四十七条の三第九項又は第四十七条の十一第四項」に改め、同項中第四十一号を第四十二号とし、第三十七号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十六号中「第四十八条の五十」を「第四十八条の六十四」に改め、同号を同項第三十七号とし、同項中第三十五号を第三十六号とし、第三十二号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十一号中「第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十八第一項」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項第三十号中「第四十七条の四」を「第四十七条の十四」に改め、同号を同項第三十一号とし、同項第二十九号の次に次の一号を加える。

三十 道路法第四十七条の十第四項の規定に

より判定基準を定めること。

第八条第二項中「第三十六号又は第三十九号」を「第三十七号又は第四十号」に、「又は第三十六号」を「又は第三十七号」に改め、「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七条の十一第一項」を加え、同条第三項中「第三十三号若しくは第三十六号」を「第三十四号若しくは第三十七号」に改め、「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七条の十一第一項」を加え、「第一項第三十九号」を「第一項第四十号」に改め、同項ただし書中「第三十六号」を「第三十七号」に改め、同条第四項中「第二十九号まで、第三十一号から第三十三号まで又は第三十五号から第四十号まで」を「第三十号まで、第三十二号から第三十四号まで又は第三十六号から第四十一号まで」に、「第九号から第四十号まで」を「第九号から第四十一号まで」に改め、同条第五項中「第三十三号から第三十五号まで及び第四十号」を「第三十四号から第三十六号まで及び第四十一号」に改め、同条第六項中「第三十三号又は第三十四号」を「第三十四号又は第三十五号」に改め、同条第九項中「第三十七号」を「第三十八号」に改める。

第九条第一項第十一号中「第四十七条の五」を「第四十七条の十五」に改め、同項第十二号中「第四十七条の八第一項後段」を「第四十七条の十八第一項後段」に改める。

第十七条第一項第二十一号中「第四十七条の五」を「第四十七条の十五」に改め、同項第二十五号中「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七条の十一第一項」を加え、「同条第四項又は第五項」を「同法第四十七条の三第四項若しくは第五項又は第四十七条の十一第二項若しくは第三項」に改め、「許可基準等」の下に「又は判定基準等」を加え、「同条第九項」を「同法第四十七条の三第九項又は第四十七条の十一第四項」に改め、同項中第三十八号を第三十九号とし、第三十三号から第三十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十二号中「第四十八条の五十」を

「第四十八条の六十四」に改め、同号を同項第三十三号とし、同項中第三十一号を第三十二号とし、第二十八号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十七号中「第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十八第一項」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項第二十六号中「第四十七条の四」を「第四十七条の十四」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 道路法第四十七条の十第四項の規定により判定基準を定めること。

第十七条第二項中「第二十九号、第三十二号又は第三十五号」を「第三十号、第三十三号又は第三十六号」に改め、「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七条の十一第一項」を加え、同項ただし書中「第三十二号」を「第三十三号」に改める。

第三十条第一項第六号中「第四十七条の十一第一項」を「第四十七条の二十一第一項」に改め、同項第十一号中「第四十八条の四十六第一項」を「第四十八条の六十第一項」に改め、同項第十二号中「第四十八条の四十八第一項」を「第四十八条の六十二第一項」に改め、同項第十三号中「第四十八条の四十九」を「第四十八条の六十三」に改める。

第三十一条第一項第四号中「第四十七条の十一第一項」を「第四十七条の二十一第一項」に改め、同項第九号中「第四十八条の四十六第一項」を「第四十八条の六十第一項」に改め、同項第十号中「第四十八条の四十八第一項」を「第四十八条の六十二第一項」に改め、同項第十一号中「第四十八条の四十九」を「第四十八条の六十三」に改める。

第五十四条第一項中「第五項」の下に「並びに同法第四十七条の十一第二項及び第三項」を加え、「とあり、同条第六項」を「とあり、同法第四十七条の三第六項」に、「並びに同条第九項」を「同条第九項」に、「とあるのは「機構等」と、同条第六項」を「とあり、同法第四十七条の十一

第一項中「当該道路管理者」とあり、並びに同条第四項中「道路の道路管理者」とあるのは「機構等」と、同法第四十七条の三第六項に、「及び同条第九項を」並びに同条第九項及び同法第四十七条の十一「第四項」に改め、「又は公社管理道路」の下に「と」、同法第四十七条の十第四項中「道路管理者」とあるのは「道路管理者が当該道路（高速自動車国道又は指定区間内の国道に限る。）が公社管理道路である場合にあっては地方機構、公社管理道路である場合にあっては地方道路公社」と、同法第四十七条の十一「第一項中」道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。以下この条及び次条第三項において同じ。）とあるのは「道路（高速自動車国道又は指定区間内の国道に限る。）が公社管理道路である場合にあっては地方機構に、公社管理道路である場合にあっては地方道路公社」を加え、同条第二項中「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七条の十一「第一項」を加える。」（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第五条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事業をいい、」を「事業（に改め、〔含む。〕の下に」並びに道路の占用に関する工事（道路法第三十二条第一項第三号に掲げる自動運行補助施設（第五条第一項において単に「自動運行補助施設」という。）に係るものに限る。）に関する事業をいう。」を加える。

第四条第一項中「区域」の下に「又は同法第四十八条の二十第一項若しくは第三項の規定により指定された歩行者利便増進道路の区域」を加える。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（自動運行補助施設の設置工事に係る資金の貸付け）

第五条 国は、都道府県又は市町村が道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を受けて自動運行補助施設を設置しようとする者に対し自動運行補助施設の設置工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項の政令で定める基準に適合しているときは、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができる。

2 前項に規定する国の貸付金及び同項の規定による国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に関する償還方法その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中道路法第十七条の改正規定、同法第二十七条第三項の改正規定、同法第四十八条の十九の改正規定並びに同法第五十条第五項及び第五十一条第三項の改正規定並びに第三条中道路整備特別措置法第四条の改正規定及び同法第十四条の改正規定 公布の日
二 第二条及び第四条並びに附則第八条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
（準備行為）

第二条 第二条の規定による改正後の道路法（以下この条において「新道路法」という。）第四十八条の四十六第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、新道路法第四十八条の四十六、第四十八条の四十七及び第四十八条の四十八第一項の規定の例により行うことができる。
（政令への委任）

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第四条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）
第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）の項第一号イ中「第二十四条の二第一項及び第三項」の下に「（第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。）を、」第四十七条の二第三項の下に「第四十八条の三十五第一項」を加え、同号ハ中「第十七条第四項」の下に「第四十八条の二十第三項及び第四十八条の二十二第二項」を加える。

（高速自動車国道法の一部改正）

第六条 高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「又は第六号」を「第五号、第七号又は第八号」に、「又は第六十一条第二項を、」第四十八条の三十五第一項又は第六十一条第二項に改める。

（踏切道改良促進法の一部改正）

第七条 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「第四十八条の二十三第一項」を「第四十八条の四十六第一項」に改める。

第八条 踏切道改良促進法の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「第四十八条の四十六第一項」を「第四十八条の六十第一項」に改める。

（道路法の一部を改正する法律の一部改正）

第九条 道路法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第十七条第七項」を「第十七条第八項」に改める。

（日本道路公団等民営化関係法施行法の一部改正）

第十条 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「第二項並びに」を「第三項」に、「第五十九条まで」を「第五十六条まで並びに第五十八条から第六十条まで」に改める。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正）

第十一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第七号」に改める。

理由

安全かつ円滑な道路交通の確保及び道路の効果的な利用の推進を図るため、大型車両の通行に係る手続の合理化、特定車両停留施設及び自動運行補助施設の道路の附属物への追加、歩行者利便増進道路の指定制度の創設等の措置を講ずるとともに、頻発する自然災害への対応を強化するため、地方公共団体が管理する道路の災害復旧等の国土交通大臣による権限代行制度の拡充の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

令和二年五月十八日印刷

令和二年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F